

令和3年6月会議

小布施町議会会議録

令和3年 6月7日 再開

令和3年 6月18日 散会

小布施町議会

令和3年小布施町議会6月会議会議録目次

第1号 (6月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○再開の宣告	3
○町長の挨拶及び議案の総括説明	3
○開議の宣告	7
○諸般の報告	8
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○審議期間の決定	9
○議案第40号～議案第42号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○請願第1号の上程、委員会付託	11
○請願第2号の上程、委員会付託	12
○陳情第1号の上程、委員会付託	12
○散会の宣告	13

第2号 (6月10日)

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	16

○開議の宣告	1 7
○議事日程の報告	1 7
○諸般の報告	1 7
○行政事務一般に関する質問	1 7
小 林 正 子 君	1 8
寺 島 弘 樹 君	2 2
渡 辺 建 次 君	3 4
小 西 和 実 君	4 7
大 島 孝 司 君	5 2
中 村 雅 代 君	6 4
福 島 浩 洋 君	7 4
○延会の議決	7 8
○延会の宣告	7 9

第 3 号 (6月11日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 1
○出席議員	8 1
○欠席議員	8 1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○事務局職員出席者	8 2
○開議の宣告	8 3
○議事日程の報告	8 3
○諸般の報告	8 3
○行政事務一般に関する質問	8 3
関 良 幸 君	8 4
竹 内 淳 子 君	8 9
小 淵 晃 君	1 0 2
○散会の宣告	1 0 9

第 4 号 (6月18日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 2
○出席議員	1 1 2
○欠席議員	1 1 2
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 2
○事務局職員出席者	1 1 3
○開議の宣告	1 1 4
○諸般の報告	1 1 4
○議事日程の報告	1 1 4
○常任委員長報告 (議案)	1 1 4
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 1 6
○常任委員長報告 (議案)	1 1 7
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 1 8
○常任委員長報告 (議案)	1 1 9
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 2 1
○発委第 4 号及び発委第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 4 4 号の上程、説明、採決	1 2 3
○議会報告第 3 号の報告	1 2 4
○議会報告第 4 号の報告	1 2 4
○議会報告第 5 号の報告	1 2 5
○議会報告第 6 号の報告	1 2 5
○散会の議決	1 2 6
○町長挨拶	1 2 6
○散会の宣告	1 2 8
○署名議員	1 2 9

令和3年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月7日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 審議期間の決定について

日程第3 議案第40号 小布施町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第41号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第42号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第43号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について

日程第7 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書

日程第8 請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

日程第9 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 寺島弘樹君

2番 水野貴雄君

3番 関良幸君

4番 竹内淳子君

5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（1名）

11番 関谷明生君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	須藤彰人君	企画財政課幹事	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長補佐	鈴木利一君	建設水道課長補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

会議に先立ち、本会議から新たに議会へ出席要求した職員の紹介をいたします。

建設水道課長補佐、鈴木利一君。

○建設水道課長補佐（鈴木利一君） 鈴木です。よろしくお願いします。

○議長（小林一広君） 建設水道課長補佐、芋川享正君。

○建設水道課長補佐（芋川享正君） 芋川享正です。よろしくお願いします。

○議長（小林一広君） 以上で紹介を終わります。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、6月会議と呼称いたします。

理事者、議員の皆さんにお知らせいたします。本会議は10月末まで、クールビズにより、上着、ネクタイを着用しないことを許可いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇をお願いします。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 皆さん、おはようございます。

令和3年小布施町議会6月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の春先には、例年より2週間ほど早く桜の開花が発表され、梅雨入りの時期についても全国的に3週間ほど早く推移するなど、今年は例年のない早さで季節がめぐっています。

小布施町でも、これから本格的な出水期を迎えますが、大雨等による災害のない平穏な1年となることを祈るばかりです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏等を中心に発出されていた緊急事態宣言については、病床の逼迫状況が改善しないことなどを理由に、6月20日まで発令が継続されて

います。

小布施町が属する長野圏域では、現在、感染者数は落ち着いた状況にあります。町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染対策を徹底いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年度の今日までの主な事業の取組状況と今後の予定について申し上げます。

防災と災害復旧事業について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの影響で9月の実施となった防災訓練ですが、今年度は昨日6月6日に、例年どおりの日程で実施することができました。今回は、地震を想定した隣組での参集訓練や公会堂を拠点とした避難所開設訓練などを実施、対象となった全14自治会で合わせて1,561人の住民の皆様にご参加いただきました。

今年度はこのほか、千曲川の越水による水害を想定した防災訓練を、千曲川の浸水想定区域に位置する13自治会を対象に9月5日に実施する予定です。想定される災害ごとに参加をお願いする自治会を変えて訓練を実施、災害時に機能する防災体制の構築に取り組んでまいります。

令和元年台風19号豪雨災害及び令和2年7月豪雨災害により大きな被害を受けた千曲川堤内・堤外地内の農地の復旧作業に伴い、千曲川堤内・堤外地道路の舗装の傷みの激しい道路について、5月末までに舗装修繕工事が終了いたしました。工事に関してご協力いただきました耕作者の皆様へ感謝申し上げます。

農業振興について申し上げます。

春先は暖冬の影響で、例年作に比べ、農作物の生育が10日ほど進んでいるということでした。5月に入り、比較的低温続きとなり、生育がストップ状態となって、平年並みの生育状態とお聞きしております。しかし、4月上旬より数回にわたり霜が降り、開花期を迎えていた果樹類、特にプラム、梨、桜桃やリンゴなどに凍霜害の被害がありました。

県農業農村支援センター、JAながの小布施支所や産業振興課では、既に被害調査を2回実施しておりますが、地域によっては、かなりの被害を受けているという圃場も見受けられます。今後も各関係機関と連携し、少しでも被害を軽減・克服していくための対策を講じてまいります。

商業振興については、コロナ禍の収束が見込めない中、来町者も激減し、例年の小布施町のにぎわいとは程遠く、事業者の皆様の経営状況は厳しい状況に置かれていると認識しております。こうした状況を正確に把握するため、4月中旬から5月上旬にかけ、商工会と連携

し、商工会員約280事業所の皆様に、これまでの事業所支援策の効果や現状の課題、今後希望する支援策などに関するアンケート調査を実施しました。ご回答いただいた約120事業所のアンケート内容を早急にまとめ上げ、今後の事業所支援策の構築に生かしてまいります。

建設、水道関係について申し上げます。

千曲川の防災・減災の面では、台風19号豪雨災害を踏まえた信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づき、堤防強化工事が国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所から発注され、11工区の契約が済んでいます。

これからのスケジュールですが、千曲川河川事務所から工事説明会、地権者説明会を行う予定であり、また、工事用道路の借地、管理用道路の用地買収も併せて進めるとお聞きしております。地権者、関係者のご協力をいただき、令和5年の出水期前に堤防強化工事が無事完了することを念願しております。

小布施町水道事業低区配水池ですが、昨年度に更新事業のプロポーザルで請負企業が決定し、現在、詳細設計を進めています。あわせて、事業用地の買収に向け、税務署協議を行っています。用地買収完了後、造成を行い、令和5年3月竣工に向け事業を進めてまいります。

福祉、健康づくり、生活環境について申し上げます。

5月11日から始まったコロナワクチン接種ですが、現在は65歳以上を対象とした接種に取り組んでいます。6月5日までに、1,986人の皆さんに1回目、1,180人の皆さんに2回目の接種を済ませていただくことができました。町内の医療機関の皆様に接種可能人数を増やしていただくなど協力をいただいたことで、7月末までに希望する皆様全員への接種を完了できる見込みです。7月末までの高齢者接種完了に向けた対応として、ご希望いただいた医療機関とは異なる場所での接種をお願いする場合もございます。ご理解とご協力をお願いします。

今後は、65歳未満の町民の皆様へのワクチン接種をスムーズに進めるため、予約システムを導入した効率的な接種方法を検討し、早急に準備を進めてまいります。

小布施町が指定管理者に運営をお願いしている小布施町ワークホームみすみ草の火災については、既に5月会議の挨拶でも述べさせていただいたところですが、現在は、全焼した建物部分の解体工事と通所されている皆さんが作業を継続するための代替施設の用意に取り組んでおります。

ワークホームみすみ草は、障害をお持ちの皆様地域の地域活動支援センター機能と就労継続支援B型の作業所としての2つの機能を持ち、通所される皆さんの生活を支える場として非常

に重要な施設です。火災発生から直ちに、指定管理者である夢工房福祉会が主体となり、通所される皆様の作業や通所に支障が出ないように取り組んでいただき、団体関連の事業所や当面のみすみ草の代替場所とした桃源荘において、協力企業様のご協力をいただき、作業を継続している状況です。

本格的な代替施設としては、くだもの街道沿いの旧おぶせの里様の建物の一部をお借りし利用できるよう、関連する事業所や建物の用地変更に係る県との調整を進めてまいります。

なお、みすみ草の再建につきましては、まず現地での再建を目指して、近隣住民の皆様のご理解を求めてまいります。

教育、文化について申し上げます。

5月29日には、栗ガ丘小学校の運動会が、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、体育学習や日頃の体づくりの成果を発表し合う場所として、内容を簡素化して開催されました。新年度が始まってから短い練習期間でしたが、子供たちは練習の成果を十分に発揮し、力いっぱい走ったり、友達を応援したり、充実した半日を過ごしていました。これから夏に向けて暑い日を迎えますが、子供たちには暑さに負けない強い体づくりに励んでもらいたいと思います。

少子高齢化の進展に伴う地域スポーツの将来像を語り、もって健康とスポーツの振興に資するため、OBUSEスポーツ未来会議がスタートしました。今後、それぞれの課題解決のため、関係者が一堂に会し、話し合いと研究を重ねて、よりよい解決策を導き出したいと考えています。

小布施学園コミュニティ・スクールは、今年で6年目を迎えます。運営については、委員の皆さんに積極的に活動していただき、順調に進んでいます。今年度のテーマは、早寝・早起き・朝御飯です。これまで以上に、地域の持っている様々な力を学校に取り込み、子供たちがこれからの社会を生き抜く力を備えることができるよう取組を進めてまいります。

6月20日に予定しておりました分館対抗ソフトミニバレーボール大会は、大変残念ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止となりました。

おぶせミュージアム・中島千波館では、6月29日まで「春の中島千波展 色んな図鑑」を開催しています。今回の企画展は、新たに寄贈された2点の屏風を含め、富士山・桜・ボタン・アサガオ・ツバキの屏風のほか、ボタンのスケッチ75点や表紙絵、社会・人物シリーズなど多くの作品を公開しています。大勢の皆さんにご覧いただきたいと思います。

令和2年度会計は、5月31日をもって閉鎖いたしました。

一般会計の決算見込みは、歳入87億7,400万円余り、歳出80億3,700万円余りです。

歳入のうち、臨時財政対策債は、地方交付税の確定状況や実質収支、町債残高の推移から、予算相当額の1億2,000万円を発行いたしました。

歳入歳出差引額の7億3,700万円余りが令和3年度へ繰越しとなる見込みで、繰越し事業のため翌年度へ繰り越すべき財源1億4,100万円余りを差し引いた実質収支額は、5億9,600万円余りとなる見込みです。このうち3億円程度を財政調整基金等へ積み立てていく予定です。

次に、本日提案いたしました議案について、総括説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、一部改正条例3件、令和3年度一般会計補正予算1件の計4件であります。

小布施町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、財政手続の簡素化による町民等の負担軽減を図り、行政のデジタル化を推進するために、廃止しても支障のない押印を廃止するとともに、固定資産評価審査委員会の審査手続などの見直しを行うものです。

小布施町手数料条例の一部を改正する条例は、個人番号カードの発行、運営主体が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）となる法改正を受け、条例に定める個人番号カードの再交付手数料の規定を条例別表から削除するものです。

小布施町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の補償基礎額について改正を行うとともに、民法の一部を改正する法律により、算定に用いる利率の見直しを行うものです。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ6,150万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億2,381万円とするものです。

以上、よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

なお、6月会議最終日に人事案件の追加提出を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11番議員、関谷明生君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

請願及び陳情の受理について報告いたします。

令和3年5月21日付で、連合長野高水地域協議会須高地区連合会会長、荻原公和君ほか1名から、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願書及びさらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書2件、令和3年5月25日付で、長野県労働組合連合会議長、細尾俊彦君ほか1名から、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書1件の提出がありました。請願及び陳情書は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

12番 渡辺建次 議員

13番 小林正子 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

本会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

6月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日6月7日から6月18日までの12日間とすることに全員一致で決定したことをご報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。6月会議の審議期間は、委員長報告のとおり、本日から6月18日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議の審議期間は12日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第40号～議案第42号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第3、議案第40号から日程第5、議案第42号まで、条例の一部改正に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第40号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第40号についての説明が終わりました。

続いて、議案第41号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第41号についての説明が終わりました。

続いて、議案第42号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第42号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号から議案第42号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第6、議案第43号 令和3年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須藤企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第43号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第7、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願書についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第8、請願第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書についてを議題といたします。

事務局職員から請願の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本請願は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第2号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第9、陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時49分

令和3年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月10日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(1名)

11番 関谷明生君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	須藤彰人君	企画財政課幹	畔上敏春君

健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長 補佐	鈴木利一君	建設水道課長 補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11番議員、関谷明生君から都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。6月議会のトップバッターを務めさせていただきます。ありがとうございます。

まず、今日は、1項目だけ質問させていただきます。

高齢者の補聴器購入への補助金制度の創設を求めます。

高齢者は加齢とともに耳が遠くなり聞こえにくくなると、交流や外出を遠慮し控えるようになってしまい、社会参加の意欲が低下し、認知症になりやすくなります。現在、障害者手帳を持っている方には国や県の補聴器補助制度がありますが、高齢者一般にはありません。高齢者が生き生きと生活していけるように認知症予防のためにも、町独自の補聴器補助制度の創設を求めます。

1、加齢性難聴についてお尋ねします。

小布施町の高齢化率は34.1%になります。およそ3,800人が65歳以上です。加齢とともに聞こえの悪い人が多くなっています。いわゆる加齢性難聴です。私もその一人になると思います。地域の老人クラブのお茶のみの会は、高齢者の大切な交流の場になっていますが、耳が遠くなると、お茶のみ会に出ても皆さんとのお話が聞こえにくく、会話にわれずにつまらなく、家に籠もりがちになってしまいます。そうすると認知症になりやすくなると思われま。加齢性難聴と認知症の関連があるか、考えをお聞かせください。

2番目に、加齢性難聴の予防についてお尋ねします。

補聴器がありますが、数万円から二十数万円と大変高価です。なかなか購入する決心がつかないとおっしゃいます。テレビショッピングなどで安価な1万数千円ぐらいのものが紹介されていますが、「これは補聴器ではありません」と表示があり、信用できるものか心配もあります。加齢性難聴には、早めに補聴器を使うことが大切だと言われています。難聴の進行を抑え、家に引き籠もることなく積極的に交流に参加できるようになり、健康寿命を延ばすこととなります。つまり認知症の予防につながるという効果があるということです。このことは、介護保険を使わず、医療費の抑制にもつながります。難聴高齢者の補聴器購入に対して補助があれば、加齢性難聴の予防、さらには認知症の予防につながると思いますが、町はどうお考えか、答弁ください。

3番目は、町独自の高齢者への補聴器購入補助制度の創設を求めます。

高齢者の補聴器補助制度のある自治体はまだ全国でも多くないのですが、長野県の本曾町は平成27年度から導入されています。その概要は、聴力の機能低下がある65歳以上の高齢者に補聴器購入費の一部を補助するというもので、補助金額は購入費の2分の1以内で、上限3万円としています。これらを参考に、小布施町においても、高齢者の難聴、加齢性難聴に対して補聴器購入補助制度を設立していただきたく、ご答弁お願いいたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私から小林正子議員への答弁をさせていただきたいと思えます。

認知症予防のために町独自の補聴器補助制度の創設を求めるということでございます。

令和3年3月31日現在、身体障害者手帳取得者423人中、聴覚障害で手帳を取得している人は21人、うち65歳以上の人は17人です。

身体障害者手帳を取得することで障害者総合支援法による補装具費の支給対象となり、聴覚障害で6級以上の手帳を取得し、重度難聴、高度難聴とされる人は、補聴器の購入補助が受けられます。6級とは、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のものとなっており、いわゆる40センチ以上の距離で発声された会話の言葉を聞き取れない者とされています。

難聴には、伝音難聴と感音難聴の2種類がございます。老人加齢性難聴も感音性難聴の一つであり、状態に応じて身体障害者手帳を取得することができます。手帳の取得、補聴器の購入補助、どちらも医師の診断による意見書を基に、県立リハビリテーションセンター更正相談所が判定を行い、その人の状態に合った補聴器の購入に対して費用の支給を決定しているところでございます。

昨年度、小布施町高齢者福祉計画、第8期小布施町介護保険事業計画の策定に当たりまして、実施いたしました高齢者等実態調査では、要介護・要支援認定を受けていない在宅の65歳以上の方が外出を控える理由として、回答者35人中9の方が、「聴覚・聞こえの問題」を理由に上げていました。また、同様の設問で「足腰の痛み」については21人、約6割の人が外出を控える理由に上げています。この回答から、4分の1の皆さんが聴覚の衰えを感じる中で外出を控えることにつながっているんだというふうに考え、重要な課題というふうに認識しています。

しかし、軽度、中程度の難聴に対する対策として、補助することで加齢に伴う高齢者の生

活課題の解決に寄与するのか、局所的な対処だけで解決できないことであるのではないかと考えているところでございます。軽度、中程度の難聴について補助制度を創設しても、客観的には医師の判断が必要となる、必要であるべきと考えておまして、聞こえが悪いをどのように判定するかで支給の可否が決定されるべきであって、現在の身体障害者に対する制度の中では、医師の判断が前提となっておりますので、現在の制度によって対応していくべきと考えてございます。

現状、町独自の補助実施に向けては、まだ制度を創設するための目的が明確にできないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 以前から補聴器に関してのことで、いろいろと皆さんからお話をお聞きしていますけれども、身体障害者手帳はなかなか取りにくいというような話もお聞きします。それは、医師の診断がかなり厳しいんじゃないかという不安を皆さん持っていらっしやいます。それで、難聴というのは、よそから見た目には全然この人どこが悪いんだろうというのが分からない。本当に足が悪いとか腰が悪いとか、外的に見てすぐ分かることに関しては皆さん分かるんですけれども、難聴とかについて、あと、また視覚障害のある人はすぐに分かるんですけれども、耳が遠いということに関しては、誰も気がついてもらえないというのが一番の理由だとおっしゃっています。

そういう点で、私が今求めているのは、障害者手帳を取らなければ補助制度を受けることができないということではなく、65歳以上の方が本当に耳が遠くなってきて、聞こえにくくなってきた。また周りからも、同じことを何度聞くんだとか、それから、自分でも何を言っているのか分からなくて、そういうお茶のみサロンにも出ていくのが嫌だと、寂しいというような、行ってもお話が聞けないので寂しいというような声も多く聞かれます。そういう点で、町のやはり補助制度があれば、何か背中を押されて買いに行けるんじゃないかなという気がします。また、そういうふうにおっしゃる方もいます。

そういう点では、やはり半額とかそういうんじゃないけれども、上限を決めて、木曾町は、2分の1以内で3万円を上限にして補助をするということを制度としてやっています。こういう制度が私は小布施町でも必要ではないかというふうに思いますので、そういう点での考えについて答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまの再質問でございますが、障害者手帳を取得するということについてはハードルが高いということで、町として、もう少し町民の皆さんの背中を押すような制度ということかと思えます。

ただ、議員、障害者手帳を取得する際に、医師の診断が必要ということはもう十分ご理解いただいているところだと思います。我々どんな制度を設けていくにしても、客観的にある程度こういったことでという条件設定が必要になると考えておきまして、町が制度を設ける場合においても、おそらく医師の診断というのは、最低限必要な条件になるかなというふうに思っております。

その上でということで大変恐縮なんですけれども、加齢性難聴と認知症の関係については、様々な説はあると思いますが、ある発表を見ますと、加齢性難聴に対する第1の聴覚補償は補聴器であるが、補聴器使用で認知症を予防できるというエビデンスは、いまだ得られていないというような報告もありまして、難聴があると高齢者の社会交流にとって不利になって、補聴器に期待が寄せられているということについては、よく理解するところではありますが、高齢者の方が認知症になる要因としましては、耳が聞こえないということのほかにも、他の身体的な要因もあって認知症というものが発症していくということというふうにも考えられますので、認知症の発症を防ぐために、耳が聞こえづらいというだけと言っては恐縮なんですけれども、それをもって補助制度を設けるということについては、現段階では目的を明確にして補助をするという設定が難しいかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 当然補聴器を買うときに当たっては、やはりお医者さんのきちんとした診断が必要で、お医者にかかって耳鼻科にかかって、それで耳鼻科の先生がこの程度の補聴器が必要じゃないかというようなことをお伺いしながら、補聴器を購入すると思えます。それは、そうでないと、かなり高価なものを買うのであって、そういう点では、やはりきちんとしたものを欲しいというのが当たり前のことだと思えます。

そういう点で、それと障害者70デシベル、それに該当するくらいの人たちもかなりいらっしゃると思うんですね。それは、ただ難聴になったからというだけじゃなくて、いろんな点で補聴器をつけることに対して、補聴器は1回買ってすぐにその補聴器が合うというわけじゃないので、そういう点でのいろんな点で心配があって、なかなか買いに行けない。高価

なものを買うので、買いに行けないという方たちが多いと思います。そういう点では、補助制度の中に、合わなかったりとかそういうときには、また、お医者さんに行って取り替えてくださいとか、そういうようなことも加えることが必要だと思うんですね。

そういう点で、やはりそれと一番心配なのは、社会的交流がなくなるということが耳が遠くなることによって、そういうことが一番の心配事で、それが引き籠もりがちになったり、それから、関係ないとおっしゃいましたけれども、認知症につながっていくんじゃないかなというふうに思います。そういう点で、再度検討をお願いします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 2点目、再々質問ということでございますが、補聴器の補助の支給に当たりまして医師の診断がということは、前提としてご理解いただいているということでございますが、ご指摘のように、耳が聞こえづらくなって社会参加が滞りがちになってしまうということは、心配の一つとしてあるとは思いますが。

ただ、あくまでも補装具ということで、身体障害者として補装具を得ていただく。または、高齢を理由として補装具を装着することに対して補助をするということについては、やり方とございますか、支給するまでの手続ということに関しては、やっぱり医師の診断があって、その方の聞こえの程度、これを客観的に評価できて、補助の必要性を判断するということにならざるを得ません。

それに向けては、私ども小布施町だけではなく、どこの自治体もそうですけれども、お医者様、それから理学療法士、それから作業療法士、言語聴覚士、身体障害者福祉士、そういった専門職を交えて補装具の必要性というのを各専門職が連携しながら判断し、皆さんが何度も変えなければならないというようなことのないように対応いたしますし、その際には、生活環境の状況も一つの条件として考慮して判定していくものというふうに考えておりますので、大変恐縮ではありますが、現行制度の中できちんと対応させていただきたいというのが現在のところの考え方でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） おはようございます。

それでは、この6月会議、私、寺島のほうから、今回教育環境整備への速やかな実行について伺いたいと考えております。

早いもので、もう新年度からはや2か月が過ぎました。栗ガ丘小学校、それから、小布施中学校においても新たに新入生、転校生等々迎えつつ、いろいろな授業を取り入れながら、行事等も順調に進んでいるかという形で承知をしております。

さて、21年4月から全ての小・中学校で学習用端末、タブレット端末等を利用しながら授業が開始されることを見据えて、中央教育審議会、今、後ろの方もお聞きかと思えますけれども、よく中教審と言いますが、中央教育審議会では、学校教育をめぐる体制見直し等の制度改正、こういった答申が令和3年1月26日付でまとめているわけです。今日も私、ちょっとプリントアウトはしてきたんですけども、概要ですけども、大きく私なりに、2つ、ちょっと大きく考えています。理解をしております。

まず1点目は、情報通信技術、いわゆるICTとよく言っておりますけれども、こういったICT活用指導力の向上の観点から、端末の配備計画をした後の効果的な使い方、こういったものに対する懸念というものが、ここでは言及をされております。

それから、2番目としては、これは私、一昨年にもちょっとこの場で質問をさせていただいたのですが、教科担任制、これは来年度からの導入、こういったものも明記をされております、この答申の中では、いわゆる小学校高学年の5年生、それから6年生に専門教員が教える教科担任制、これを本格的に導入をすると。教科につきましては、理科、算数、それから英語というような形で考えているようです。

今年度も2か月ということで冒頭申し上げましたけれども、今年度は、学校現場それぞれの栗ガ丘小学校、小布施中学校問わず、各全国の小・中学校においては、こういったICTの元年になるのかなと考えています。栗ガ丘小学校、小布施中学校、地元のそれぞれ小学校、中学校での教育体制の現況について今回伺うわけですけども、あえて、ちょっとご承知かとは思いますが、中央教育審議会答申の課題、これをちょっと私なりに改めて、ちょっとしつこいかもしれませんが、ちょっと述べさせていただきたいと思っております。

1月26日の課題に直面をしている中で何点かありますけれども、その1つとして、まず1つ、本来であれば家庭、それから地域でなすべきことが学校に委ねられていると。そのことから、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大をしてい

るというそんな課題がまずあるでしょうと。

次に、特別支援教育を受ける児童・生徒、貧困であったり、いじめ等々の重大事態。それから、不登校児童・生徒数の増加もあるでしょうと。それから、生徒の学習意欲の低下であったり。

次に、後ろにいる方もあれですかね、教師になられというか、そんなこともちょっと希望されている方もいらっしゃるかとは思いますが、教師の不足の深刻化ということが上げられております。これ、いわゆる教師のブラック化といいますか、長時間勤務による疲弊であったり、それに伴う教員採用率の倍率が非常に低下をしているということでもあります。

それから、今回のICTの端末の関係ですけれども、デジタルデバイス、こういった使い方が非常にまだ低調であると。それから少子高齢化、人口減少による学校教育の維持であったり、その質の保障に向けた取組の必要性、こういったことを課題に上げております。

ちょっと最後の課題になりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症、こういったものの感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとして、教室環境、あるいは指導体制の整備、こういったものが求められているのではないかと等々が上げられております。ちょっと課題として長くなりましたけれども。

今回、私のほうから、ICTの活用、対象を絞りながら何点かちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、ICT活用に係る諸課題についてということで、タブレット端末の国における配備計画では、次のような目標を掲げております。多様な子供たちを誰一人取り残さず、学びを個別最適化するというようなことで明記をしております。

こういったタブレット端末の配付が終えてはいるわけですが、先生、教員における基本的な操作であったり、子供たち、児童及び生徒への指導方法、ICT教育の後方支援、バックアップ体制であったり、コロナウイルス感染下での選択肢としての遠隔授業、リモートですかね、遠隔授業への円滑な切替えであったり、それに伴う運用上の問題点、あるいは準備状況、そういったもろもろのことについての課題がいろいろあるかと思えます。その辺について、まずは、教育長のお考えをお聞きしたいと思えます。

次に、ちょっと事務的なお話になろうかと思いますが、こういったタブレット端末に関して、生徒・児童が自宅等々、あるいは公民館等々でこれから利用するようなことも想定されるわけですが、その際のルールであったり使用基準ですかね、そういった課題について、改めて保護者の方であったり、町民の関心が高いとは思われるので、あえてお聞きをし

ますが、故障であったり、紛失した場合、こういったことを対応されるのか。

それから、よく親御さんというか保護者が心配されることにあった不適切サイト、こういったアクセス、そういった制限措置等についてはどうなっているのかとか。あるいは自宅に持ち帰って家庭学習をする、そういった場合の通信料の負担等、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、細かな3点目になりますけれども、今回のタブレット端末の導入、これだけにとどまらないということから、今後の教育環境整備についても併せて伺いたいと思います。

まず、授業改善につながるデジタル活用についてということですが、ご承知のとおりデジタル教科書、これは来々年度ですかね、2024年度ですかに控えているわけですが、こういったデジタル教科書については、先般文科省の大臣がおっしゃっていたには、ハイブリッド、両方、ペーパー、要するに書面といいますか従来の教科書であったり、デジタル教科書のハイブリッド使用をまず考えていく、そんなようなことをちょっとお答えになっていたようですが、そういった状況下での今後の方向性みたいなものもお聞きをできればと思います。

それから、併せて多忙な教員、大変忙しくしていらっしゃる先生方が多いかともお聞きをしておりますけれども、そういった先生方への支援体制、それからICT研修、そういった体制が教育委員会としては、こういったものをそろえていらっしゃるのか。こういったバックアップをされていくのか、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

それから、ICT教育に通暁する教員の確保及び人事異動の基本的な考え方。私が承知している限りは、なかなか現場の人事異動については、現場の校長先生等々が中心になってやられるかと思うんですが、今回こういった新型コロナウイルス禍の中でICT教育、特にリモート等に関して、やはり教員が非常に足りないかと私は考えています。ご承知かと思いますが、先ほど申し上げた教員の採用倍率が非常に低くなっている。教師不足が深刻化する中で、ただ座して待っているだけではなかなか難しいのかなと。そういった意味での教育委員会としての人事異動の基本方針、そういったものをお聞かせいただけますでしょうか。

それから、4点目ですが、冒頭申し上げました一昨年、教科担任制の導入について、私のほうから質問させていただいたわけですが、その際は、中島教育長のほうから前向きな答弁をいただいたという形で、私は受け止めております。言うまでもなく教科担任制については、特に高学年については教員の専門性が発揮できる、子供たちの学びが深まる、教員の働き方改革につながるというような点から、県の教員委員会も以上のような点、教科

担任制については評価をしているところです。

繰り返しますけれども、2022年度、これを目途に国は小学校高学年、5年生、6年生からの導入を考えておりますけれども、こういった制度導入に当たっては教員の増、こういった大きな課題もあると思います。ICT教育を含む対応については、学校の現場における創意工夫であったり頑張りだけでは、なかなか難しいのかなと。なかなか実現が困難だということで私は考えております。

ぜひ小布施町の教育委員会にあつては、教職員の配置、それから教育環境の整備改善等々に関して、学校の現場を支援するそういったもろもろの施策について、速やかな実行をお願いをしたいという形で考えております。ついては、教科担任制に関する、もう約2年ほどになりますかね、検討経過等について伺います。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、寺島議員のご質問にお答えをしたいと思います。

最初に、教員の成り手が少ないというお話がありましたけれども、長野県において教員の成り手が少ない、徐々に減ってはきておりますが、教員の成り手が非常に少ないということではありません。おおむね4倍の応募があつて、ペーパーテストで2倍に絞って、面接で定員まで絞り込んでいるんですけれども。

今、教員の不足であることは、これはまた間違いはなくて、これ、教員の不足というのは何で生じているのかということ、県教委のほうで、将来の子供の数が当然減っていくと。こういうことを予測していますので、教員の採用を現状に合った教員というと変ですけども、十分充足してしまうと、将来大量に余ると。こういうことが予測されているので、それほど大勢採用していないと、こういうことであります。

それでは、ご質問に答えたいと思います。

タブレット端末の配付終了後、教員における基本的な操作、児童及び生徒への指導方法、ICT教育の後方支援体制、遠隔授業への円滑な切替え及び運用上の問題点や準備状況に係る諸課題に対する考えはと、こういうことであります。

答弁としましては、文科省が提唱するGIGAスクール構想は、児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、ご質問にもありましたとおり、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化された素質・能力を一層確実に育成できる教育のICT環境を実現させようとするものであります。

小布施町におきましても、小・中学校と協議しつつ、令和２年度、去年度なんですけれども整備をさせていただきました。タブレットと、それから通信回線、これを両方整備いたしました。整備はかなりぎりぎりになって、通信回線、あるいはタブレットが到着したのは３月になってしまったということになっています。それで、現在では小学校、中学校ともにタブレット端末を活用できる環境を整えております。

４月からは、教員や児童・生徒がまず端末に触ってみて、基本的な操作に慣れるところから徐々にスタートし始めております。例えば一番簡単なのでいうと外へ行って写真を撮ってみると、あるいはインターネットで検索してみる、Z o o mを使って会話してみる、こんな簡単なものからスタートをしています。これらの操作は、児童・生徒ともに全く難なく簡単にこなしております。ただし、同時に学校において使い方のルールを定めて、児童・生徒が責任ある行動や適切な判断、それから自分の健康面を害さないような機器の取扱いとなるように現在指導しております。

それから、教職員に向けては県教委でも指導しておりますけれども、そのほかに須高地区の先進校視察、これは進んでいるのは東中学校が数年前から導入しているので、ここに視察に行き、どういう使い方しているのかなということを研修したり、それからICTアドバイザーですけれども、これを契約しておりますのでICTアドバイザー、それから地域おこし協力隊にICTに詳しい人間がおりますので、その協力を得て基本的な操作方法はもちろん端末の設定方法、あるいは個々の児童・生徒に合った指導方法、それからG o o g l e クラブルームなどのソフトウェアの使い方など、こちらも少しずつではありますけれども、研修を始めています。

また、ICT教育に優れた技能を保有している教員もおります。手を挙げてもらいましたら、小学校３人、中学校３人、これが一応技能が優れているということになっています。それで、教員同士がICT活用を研究の柱とした部会を設けて、毎週その活用方法を学んだり研究したりして活動をスタートしています。

授業における後方支援、授業でタブレットがスタートしないとか、ここが分からないとかという後方支援なんですけれども、それは先ほど申しましたICTに精通しており、G I G Aスクールの検討会、これ１年以上やっているんですが、これに当初から参加して議論を先導してきました地域おこし協力隊の遠山宏樹さんを予定しています。遠山さんが、授業で先生が困っちゃったというようなときに飛んでいって、こうしてくださいとか、こうすればいいとかというようなことをしていただくこうと思っています。

それから、今後に向けては、クラウドの活用を進めるとともに、端末の家庭への持ち帰りや家庭学習での活用、さらには遠隔授業の実現に向けた検討を行ってまいります。今のところまだ端末を持ち帰っておりませんが、端末の持ち帰りのルールを定めるとともに、通信環境のない家庭にはWi-Fiルーターを貸し出したり、Wi-Fi環境のある公共施設を利用していただいたりするなどして対策を講じて、夏休みには持ち帰りを実現したいと思っています。夏休み期間は大変長いので、このときに自宅に持ち帰って端末をいじってみると。かなり時間があるので、ぜひできるだけ夏休み前には持ち帰りができるようにしたいと、今考えております。

次の質問ですが、タブレット端末を自宅等で利用する際のルール、または使用基準上の課題ということで故障、紛失等の対応、2番目に不適切サイトへの閲覧制限措置等、具体的対応、3番で通信料の負担、こういうことなんですけれども。

答弁としましては、端末の持ち帰りのルールは、今まだ持ち帰っておりませんが、今検討しているところであります。今の段階の考えというのを申し上げますと、まず、1番の故障、紛失の件なんです。端末本体や附属品の故障、紛失等への対応についてですが、保険等には加入しておりません。保険料と端末機の値段ということを考慮いたしまして、1,100台の端末に全部保険を入れるというよりは、故障しちゃったというときに買い替えたほうが相対的に安いと。こういうことを今思っております。保険には入っておらないで、予備機を用意しております。予備機を用意しているので、故障したらその予備機を使ってもらおうと、こういうふうにしようとしています。

それから、児童・生徒や保護者の皆さんには、与えられた端末、タブレットなんです。これは小学校は小学校のとき、その与えられた端末をずっと持ち上げると。だから3年生で貸与されると、4年、5年、6年と同じ端末を持ち上がっていくと。中学も同じなんです。そういうことにしておりますので、自分の学習がそのタブレットに蓄積していったり、あるいは自分の成長を記録していくというタブレットになるので、タブレットを愛着を持って大切に使用して、できるだけ故障や紛失に至ることのないようにということを指導していきたいと思っております。

それから、2番目の不適切サイトなどの閲覧についてなんですけれども、現在のところ子供というか、児童・生徒に渡す前に端末上で閲覧ができないという、あるいは使用できないという制限を既にかけております。かけてから渡しております。ただ、制限なんですけれども、制限をかけ過ぎちゃうと、児童・生徒が端末に触るという興味を失っちゃって、さらに

は学習意欲をそいじゃうというおそれもないことはないので、児童・生徒自身が情報モラルを学んで適切に端末やネットワークを活用する力を身につけていくんだと。こういうことを学習の一環と考えておまして、児童・生徒の成長度合いに伴って、状況を見ながら制限項目というのが、今のままの制限項目でいいのかどうかというのは見直していきたいと、こういうふうに思います。

それから、3番の通信料の負担なんですけれども、学校で使う場合にはもちろん学校で負担していきます。家庭に持ち帰ったときのことなんですけれども、今のところは家庭でお使いになった通信料、それから家庭に持ち帰ってタブレットに充電しなきゃならないと、こういうふうな通信料と電気代なんですけれども、今の時点では保護者の皆さんに負担していただくこと、こういうふうに今は思っております。

それから、次の質問の端末の導入等にとどまらない今後の教育環境整備ということで、1番の授業改善につながるデジタル活用、デジタル教科書ですね、今後の方向というようなことと、2番で多様な教員への支援体制、ICT研修体制、3番のICT教育に通暁する教員の確保及び人事異動の考え方ということについて、お答えしたいと思います。

端末と通信環境が整ったこれからは、いよいよGIGAスクールの本番だということふうに思っております。1番のデジタル教科書の導入に関しましては、国においてもその普及促進を図ろうとしているところなんですけれども、小布施町においても、小・中学校と協議しながら順次その導入を図ってまいります。

この春、小学校のほうに児童用のデジタル教科書を導入するという予定はなかったのですが、いろいろ話した結果、これからデジタルというほうに向かっていくんだらうと。そうすると、教員が今からある程度使っていったほうがいいたらうというので、何の科目を入れるかというのを協議しました。

その結果、令和2年度というのは、教科書は、小学校は令和2年度から4年間同じ教科書を使うことになっています。4年に一回改訂なので。中学校は今年度、令和3年度から4年間同じ教科書を使うことになっているので、デジタル教科書も、小学校は去年から4年間、中学校は今年から4年間がスタートするんですけれども、昨年、令和2年度で小学校の教師用のデジタル教科書、国語・算数・英語・社会は去年購入済みです。ですから、去年とあと3年間使えと。

それから、今年度の当初予算で中学校の指導者用デジタル教科書、これは国語・数学・英語・理科・社会、これを購入しました。それから、先生用に生徒用のデジタル教科書の理科

……ごめんなさい。先生用は5科目ですね。それから、生徒用に理科を購入しました。これが令和3年度の当初予算です。

それから、今回の6月補正で、新たに小学校の児童用デジタル教科書、国語と算数を導入するための補正予算を上げております。それから、小学校では国語と算数のほかに、教師の学習研究用のデジタル教科書、これは教師が、児童用のデジタル教科書はどんなものだろうなどというのを見るために、英語と社会を教師用に入れております。それから、中学校の生徒には英語を入れております。

結果として、小・中学校の教師用は、主要科目はほとんど全部デジタル教科書を入れております。あっ、入れておりますというか、これから補正予算をお認めいただければ、ほとんどのものが入ります。それから児童用は小学校ですね、小学校は国語と算数が入ります。それから生徒用、中学は英語と理科がデジタル教科書を導入いたします。

それで、デジタルなのか、それとも今までの教科書のような紙なのか、それから対面がいいのか、オンラインがいいのかということなんですけれども、今はどっちか一方がいいというふうには、今は思っておりません。両方、片方に偏るんじゃなくて両方使って行って、それで有用性、どっちのほうがかこれは有用なのかというようなことを確かめながら順次デジタル教科書の拡大を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから、②番の多忙な教員への指導と、それから、ICT教育に通暁する教員の確保、あるいは人事異動の考え方という②番、③番のご質問なんですけれども、教員への支援や研修体制及びICT教育に通暁する教員の確保についてなんですけれども、教員の中にも、先ほど申しあげましたICT教育に通暁した教員が小学校、中学校ともに今のところ3名ずつはおられると。こういうことなので、その教員を中心に教員同士が主体的に共に学び合えるような環境づくりをさらに進めるとともに、ICTアドバイザーや地域おこし協力隊の遠山さんの協力も得て、ICT研修体制を充実させていきたいと思っております。

先生がこうしてもらいたい、あるいはタブレットにこうしてもらいたいというようないろんな課題が出てくるわけですが、それを実質的には、地域おこし協力隊の遠山さんが持ち帰って、それに具備するように今はしているというところであります。それから、現在のところICT教育に関して人事異動をするということは、今は考えておりません。

それから、教科担任制に関するご質問なんですけれども、答弁としましては、小学校における算数・英語・理科の教科担任制についてなんですけれども、そのメリットはもちろん理解しております。ただ現実的には、すぐにこの3科目について、全ての時数を担保するだけ

の教員を確保するというのは現実的には今は難しいと思っています。

既に栗ガ丘小学校では、国の教員配置基準によって2名の専科教員がおります。これは理科と音楽に配置させていただいております。ですから、理科と音楽は既に専科教員になっていると。さらに、町の予算で英語教育指導員を配置しております。英語教育指導員は、形上は担任の英語の授業を補佐するという事になっているんですが、実態上は、専科教員がほとんど授業を行っていますので、実際上は英語もほぼ専科になっていると、こういうふうに思っています。

算数についてなんですけれども、算数は県から、少人数学習集団編成というので1人加配を受けております。その加配が数学を主に担任しているわけなんですけれども、県から1人の加配の教員と、町で配置しております教科学習支援員、これも1名なんですけれども、この2人によりまして、4年生以上のクラスは、1クラスを2クラスに分けて習熟度別授業を行ったりしております。それから学級の児童・生徒が大変多い2年生では、週3時間なんですけれども、担任ともう一人先生が入る2名で授業を行っております。

算数は、小学校1年生から小学校6年生まで週5時間ずつ、ずっと授業があるということですから、もう毎日毎日授業があると。これについて5年生、6年生だけでも算数の専科化ということにするためには、少なくとも2名増員しなければならないという現状でありまして、現状は算数を得意とする教員の数等から、専科化は大変ちょっとすぐには厳しいと。

そこで、算数については、今やっております1学級を2学級、2つに分けて習熟度別に行っているを行っておりますが、それに加えて1学年3クラスずつあるわけですが、3クラスを同時に算数の授業を編成して、その3クラスを4クラスから5クラスに算数だけ編成し直して、少人数学習、あるいは習熟度別学習、どちらがいいかはまだ検討してありませんが、どちらかで学習効果を上げたいと、当面のところはそう思っております。

ただ、国や県が算数に対する専科教員をどのぐらい配置してくれるかということによりまして、それに併せて専科化というのをもちろん進めていくということも頭に置きながら、現状は今申し上げたようなことで進んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。

中島教育長にあつては、今詳細なちょっと答弁をいただきました。その中で、まさに今、中島教育長さんが言われた、まさにこれからが本番だということは全く同感であります。

その中で、大きくちょっと2点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず、1点が再度、人事異動に関するちょっと基本的な見解というか姿勢ではありますけれども、まさに教育は人なりというようなことは、もう再三昔から言われてきてはおりますけれども、やっぱり熱意ある先生方については、昨年ですかね、やっぱり全部学校の一斉休校等々あったそんなような中で、すぐにパソコンからリモートに切り替えてソフトを自分で立ち上げて、生徒たちに学びを途切らせないというような、これは県立高校の例示ですけどもね。小・中学校じゃないんですが、そういった例もちょっと紹介されているようなことも聞き及んでおります。

それをまねをしてということではないんですけども、やはりこれは教育委員会として、執行機関として町長のほうから委任されている独立の機関なので、ぜひその辺はリーダーシップを取っていただく中で、例えば人事異動については、県のほうに強くお願いをするとかいうようなちょっと姿勢も出していただけたら、大変ありがたいのかなと思いますが、そのことについて、ちょっと再度お考えをお聞きをしたいと思います。

それから、もう1点が、これは私の受け止め方の違いとってしまえばそれまでかもしれませんが、教科担任制に関するものです。

教科担任制のメリットについては、重々承知をされていらっしゃるというご答弁ではありましたが、教科担任制については、もちろんそういった教師の専門性が高まる、もちろんですよね。それから、子供たちに対しても、生徒に対しても深い学び、そういったものもやはり可能になるでしょうということですよ。加えて、やはり1人の先生がそれぞれの子供、生徒を見ていく、評価をしていくということから、ばらけて大勢の教科担任制の人が、例えば寺島を見るというような多面的な評価というのも当然そこにはあるわけなので、そういうスキル系統だけではなくて、やっぱり子供たちこういう子供たち、こんな面もあるんだよみたいな、そういったやっぱり新たな評価にもつながるのかなと思います。

そういったことから、やはりこういう来年度から国でも導入をしていくというようなことを表明をしているので、ぜひ先駆けてとは申しませんが、積極的にこれも教育長のリーダーシップの中で進めていただきたいと思います。この2点について、ちょっと改めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 寺島議員の2つのご質問、1つは、人事異動についてということなんですけれども、先ほど申し上げました小学校にも中学校にもICT教育に通じた先生が今

3人いると、こういうふうに申し上げましたが、その3人の先生プラス、アドバイザー、それから遠山君、この体制で当面はもちろん今年度は動いていくわけですが、動いていく中で、なるほどうまくいっているなど、こう思えば今のままでいいと思いますし、なかなか学校の現場が思うように動いていないなど。それはいつ感じるか分かりませんが、秋なのか暮れなのかに感じたというときには、県教委のほうに、おおむね来年度の異動というのは今年の12月から異動の話が進んでいくので、ICT教育にさらに精通した教員がいなければ、ちょっとどっちかの学校は具合悪いなど、こういうふうにもし感じたら、それは県教委のほうに精通した教員を回してもらおうようにと、こういう人事異動の依頼をいたします。

それから、2番目の教科担任制についてなんですが、英語については、今、教科担任制のほうに向けて国・県ともに進んでいるわけです。当初は、英語についてはそれぞれの担任が行うんだと。今までの担任の行ってきた科目に1個加えて、英語も担任が行うんだと。これが文科省と県教委の当初のスタンスだったわけですがけれども、現実的には、今は専科化の方向に徐々にシフトしています。現実的にはですね。

私どもは、今、英語については、これは今の担任が全部英語というのを担うのというのは当面無理だなということで、英語が小学校に導入したときから、既に専科化の、町で雇った専科の先生で専科化して実際にはいます。

算数については、これは国側のほうで専科化ということをやっているんで、どの程度のスピードで専科化ができるような教員を配置できるのか。あるいは教員の採用が、今、来年度の教員採用に向けて今はもう進んでおりますが、そこに算数の専科化の教員というのが増えて加わってくるのかどうかですね。英語は加わえております。専科化が進めるように、英語の教員はある程度の数を増員して採用しておりますが、算数についても、本当に専科ができるような算数の教員をどの程度増員して採用しているのかということのをちょっと確認して、本当に専科化ができる人数というのは、いつ頃調うのかということのをスケジュールを踏みながら、その前に私どもができることは何なので、専科化ができたときはどうするんだということのを組み立っていきたくたいと。

ですから、専科化の教員が来なくても、数学の教員を町の予算でお一人採用して、さっき申し上げたような少人数学級みたいなものをまず進めて、算数の……どういったらいいんだろう、児童の算数の能力を上げていくと、こういうことは今も進めておりますが、さらに進めていかなきゃならないなどということは思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして順次質問をします。

1番目、ワクチン接種に関する課題はということで、小布施町でも、いよいよ新型コロナワクチン接種が始まりました。接種に関して幾つか質問させていただきます。

1点目、医療機関のかかりつけ医の定義について、受診した期間や頻度などで認定される基準は。小布施町で特に問題になったわけじゃありませんけれども、世間では、電話したら「あんたは、かかりつけの患者さんじゃありませんよ」と言われるような話があるみたいなので、一応確認のためです。

2番目は、BMI、体重割る身長²の二乗ですか、30以上を満たす肥満の方が、基礎疾患のある方として掲げられていますけれども、その根拠は何でしょうか。

3番目、医師の負担軽減といわゆる打ち手不足を解消し、できるだけ早期に接種を完了するとした場合、歯科医師や救急救命士などに応援を求めることも考えられます。その場合、歯科医師等に課せられる一定の研修内容とはどのようなものを想定しているのか。小布施町の場合には、個別接種ということで必要ないかもしれませんが、もしかしたら集団接種もする可能性もありますので、一応質問させていただきます。

4点目、接種後に一定数副反応が生じるようです。医療機関に受診するような場合も生じるかもしれません。予防接種法の補償内容と町の対応についてお聞きします。

5点目、ワクチン差別への対応策について。様々な理由によりワクチンを接種しない人もいます。そのような人に対し非難するなどのいわゆるワクチン差別が発生しているようです。ワクチン接種は、本人の重症化を防ぐためのものであり、他人への感染力を弱めるものではないことなど、町は正確な情報開示を積極的かつ継続的に行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

6点目、世間では、首長や有力者への優先接種が問題となっています。今回、ワクチンロス为了避免のため、余った分を副町長や教育長等に接種されたというふうにお聞きしております。

すが、緊急避難的ということでもいいと思いますけれども、その経緯について町民の皆さんへの説明をお願いします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、私のほうから、渡辺議員さんからいただきました6点のご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、医療機関のかかりつけ医の定義についてということですが、日本医師会等では、かかりつけ医を何でも相談できる上、最新の医療情報を熟知し、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健福祉を担う総合的な能力を有する医師と定義しております。ご質問にありました受診した期間や頻度などで、認定される基準が設けられているわけではございません。

町では、今回65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種を進めるに当たりまして、接種を希望される皆さんが、日頃受診され相談のできる医療機関で受けられることは、ワクチン接種に安心して接種ができるであろうとの考えから、町内医療機関の先生方とご相談をいたしまして、かかりつけ医、医療機関での個別接種を中心に実施をしているところでございます。

続きまして、次のBMI 30以上を満たす肥満の方が基礎疾患のある方として上げられている根拠というご質問でございますが、肥満の方は、普通体重の方と比較し内臓脂肪が蓄積した状態でございます。通常、脂肪細胞から体の働きを調整するために様々な物質が分泌されておりますが、内臓脂肪が蓄積された肥満の状態になりますと、脂肪細胞から分泌される物質に変化が起こりまして、体にいい物質の分泌が減り、逆に体に悪い物質の分泌が増えるということで、血管に炎症を起こしやすい状態になってまいります。

その状態で新型コロナウイルス感染症に感染しますと、免疫機能が正常に機能しなくなりまして、さらに炎症が起こりやすくなることから、心肺やその他臓器が機能不全を起こしていくと言われております。また、肥満は糖尿病になる大きな要因でもありまして、高血糖の状態が続くことで、細菌やウイルスなどに対する抵抗力が弱くなり、新型コロナウイルス感染症による重症化のリスクが高まります。このようなことなどから、基礎疾患のある方に肥満の方が含まれているということでございます。

続きまして、3点目の歯科医師に課せられる研修内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命、健康を守るために迅速にワクチン接種

を進める必要がある中で、必要な医師、看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力がなしでは集団接種が実施できない状況にある場合におきまして、歯科医師は筋肉内注射の経験を有している、あるいはワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていることなど、様々な条件の下でワクチン接種を行っていただくことができます。

研修内容といたしましては、1つ目が新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する基礎知識、2点目には、ワクチン接種に必要な解剖学の基礎知識、そしてアナフィラキシーとその対応等、また、ワクチン接種の実技等とされております。

なお、当町の接種状況につきまして、4月1日時点で対象となります65歳以上の高齢者の皆さん3,894人の方に対しまして、町内医療機関で接種を行った方の昨日、6月9日時点でのまず1回目の接種者につきましては2,149人、対象人口に対する接種率が55.2%、2回目の接種を完了した方が348人、接種率が8.9%となっております。これまでに接種を希望された高齢者の皆さんには、7月末までに接種を終えることができる予定ですので、高齢者の方へのワクチン接種に、現状では町として歯科医師等に接種を依頼する予定はございません。

次の4点目のご質問の予防接種後の健康被害救済制度についてでございますが、一般的にワクチン接種では、副反応による健康被害が生じ医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく医療費や障害年金等の給付が受けられます。認定に当たりましては、予防接種、感染症、医療、法律等の専門家により構成されます国の審査会におきまして、その因果関係を判断する審査が行われます。新型コロナウイルスワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

なお、給付を受ける場合は、医療機関での診療録や領収書など必要書類を添えて町へ請求していただきます。町は、その請求書を受理した後、町の予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その事案について調査いたします。その因果関係が認定された場合につきましては、県を通じまして厚生労働省へ進達し、国の疾病障害認定審査会での答申を受け、町は、請求者の方へその結果についてご通知をさせていただきます。

次の5点目のワクチン差別への対応策ということでございますが、3月会議で関谷議員への答弁で申し上げましたとおり、ワクチンは感染症の発症や重症化を予防すること、また、社会全体で流行するのを防ぐことなどを期待されております。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、予防接種法に基づく特例的な臨時接種として位置づけられておりまして、強制ではなく、あくまで本人のご意思に基づき接種を受ける

ものでございます。また、予防接種法改正時の国会の附帯決議で、接種していない者に対して差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は、決して許されるものではないということを広報等により周知徹底することなど、必要な対応を行うことを政府に求めています。

町では、接種申込みや接種日時のお知らせなどのご通知を送付させていただきたく都度、国や県、あるいは製薬会社等で作成されましたチラシ等を同封させていただいておりますが、町民の皆さんが安心して接種いただけるよう、国の説明等を正しくお伝えすることに努めまして、今後接種を勧奨してまいりたいと思っております。

万が一にワクチン差別のご相談がございましたら、長野県が設置しております新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口やみんなの人権110番、または町の人権相談など、ご相談いただきたいと思っております。

最後の質問の経緯についてのご説明をさせていただきます。

4月12日、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築に向けた町内医師との打合せを行った際、先生方から、国において医療従事者の新型コロナワクチン接種を進めているが、町内の医師、あるいは医療従事者の方が多くまだ接種ができていないと。そんな中で、病院やクリニック内での感染を防ぐ対策を講じた上で、まずは高齢者の接種を始めていくべきではないかというご指摘をいただきました。

当時、医療従事者等のワクチン接種が予定どおり進んでおりませんで、1回目接種が5月下旬になってしまう医療従事者の方もいらっしゃいましたので、早期に接種ができるよう県や須高医師会など関係機関と調整いたしました。高齢者向けのワクチンが4月26日以降に町に届くということ。それと高齢者向けワクチンの使用用途の制限が緩和されたことなどから、5月1日に町内医療機関の皆さんのご協力をいただきまして、各医療機関で接種を実施することといたしました。

4月28日に1バイアル5人の接種用注射器が届きましたので、各医療機関の接種人数からワクチン5人分の余りが出てしまうということが分かり、その余ったワクチンを廃棄しないということが最も留意すべき点でもございましたので、会議の中で、先生方からもご提言あったということで、緊急的な対応としまして、65歳以上の理事者及び職員4名に接種を行ったということでございます。

渡辺議員からご質問をいただきました6点につきましては、以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2点、再質問をします。

まず1点目は、接種率です。大体想定の範囲内なのかどうかです。7月末までに接種が終えられるのかどうか。想定される接種率、町としてどの程度考えておられるのか。

2点目として、余剰ワクチンの利活用ということです。これから多分余剰ワクチンが出てくると思うんですけども、その利活用についてお考えをお願いします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、渡辺議員からの2点の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、接種率でございますが、先ほど申し上げましたが、昨日現在で55.2%でございます。今、申込みいただいている方が、対象の約86%ほどの方が申込みをいただいております。

その方々につきましては、町内の各医療機関のほうで受けていただけるようにコールセンターのほうで調整をさせていただき、中にはかかりつけ医でない先生のところで接種をしていただくという方も、中には大勢いらっしゃるんですけども、申込みいただいた方については、7月末には2回接種が完了するという見込みでございます。ですので、申込みいただいた方については、7月末で終わるということでございます。

それと余ったワクチンでございますが、これについては日々接種をしていただく中で、発熱があったりとか急に都合が悪くなったとか、あるいは1回目接種をしたけれども、発熱等で2回目接種は受けないというようなお声もありまして、医療機関からそういったお知らせですとか、あるいはご本人様から連絡をいただいたときに、コールセンターのほうで、なるべくワクチンが無駄にならないように予定されていた方に連絡をさせていただきまして、接種に行ってくださいということで、今のところ無駄になっているワクチンはないということです。ですので、今後もそういったことにちょっと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

コロナ禍で急進する少子化への早急の対策をとということです。

報道によりますと、新型コロナウイルスが広がり始めた2020年4月以降、婚姻数と出生数が大きく下がったとのこと。同年2月の婚姻数が7万4,147件だったのが、4月には半減の3万7,913件、5月には3万2,544件まで落ち込んだとか。また、出生数は2021年1月は6万3,742人で、前年同月から14.6%減少し、同月の妊娠届は前年同月比17.6%減と大幅な

減少となり、今年の出生数は70万人台が濃厚とされています。

将来の働き手や社会保障制度の担い手の減少という中長期の影響が懸念されます。少子化の最大の原因は、未婚化と晩婚化だと言われています。若年層の所得低下にコロナ禍が拍車をかけています。これらを踏まえて、婚姻、出産、子育て支援策について質問いたします。

1点目、小布施町の婚姻数、出生数の推移は、コロナ禍の影響でどのような変化が生じているか。

2点目、小布施町は、子育て応援家賃補助金として申請者の年齢を29歳以下としているが、コロナ禍の中で出産を控えようとしている傾向がある。年齢制限を緩和してはどうか。

3点目、結婚新生活支援事業の創設はどうか。

例えば近隣の自治体、中野市さんでは、新婚世帯へ住居費や引っ越し費用の一部を補助、上限が30万円と。夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下、世帯所得400万円未満だということです。それから、飯山市さんや山ノ内町さん、あるいは木島平村さんでは、39歳以下の夫婦に住宅の賃貸借費用等に上限30万円を補助しておるといことです。

4点目、出産育児祝い金事業の創設はどうかということです。

例として近隣自治体、山ノ内町さん、第1子出産祝い金10万円、第2子はそれに加え、小学校に入学するまで育児支援金として毎年10万、第3子の子産祝い金は30万円、育児支援金も同額だということです。

国のような一律10万円給付のようではなくて、本当に困っているところへ、財源云々ではなくて優先して給付すべきだと思います。子供への給付ですかね、援助は必ずや見返りがあります。子供への投資こそ最大の成長戦略だとも言われています。少子化対策、いつやるんですか、今でしょう。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

〔企画財政課長 須藤彰人君登壇〕

○企画財政課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のコロナ禍での小布施町の婚姻数、出生数の変化ですが、過去3年間の経過を申し上げますと、過去3年間の婚姻数は、平成30年が57件、令和元年が67件、令和2年が55件となっております。同様に出生数は、平成30年が76人、令和元年が72人、令和2年が67人であり、現在のところはコロナ禍の前後で婚姻数、出生数の推移に大きな変化はないところです。

2つ目の子育て応援家賃補助金についてですが、対象を29歳以下としておりますのは、制度導入時に町内の子育て世帯の調査を行ったところ、20代で第1子を出産された人のほうが

第3子以上のお子さんを出産される割合が高かったことや、若いうちからお子さんを持つことへの意識をお持ちいただくきっかけになればとの趣旨があり、限られた財源の中で効果的な施策を実施するため、対象を29歳以下としているところです。

現時点では、小布施町では婚姻数、出生数の推移で大きな変化は見られないところですが、今後新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していく中で、変化が生じてくることも想定されますので、推移を慎重に見守っていく中で、必要に応じて年齢制限の緩和等について検討してまいります。

また、3点目、4点目の結婚新生活支援事業、出産育児祝い金事業の創設について、ご提案をいただき、ありがとうございます。

町では、これまで少子化対策として、先ほどの子育て応援家賃補助金のほかに、二世帯住宅の整備や市街化調整区域への新築に係る費用、多子世帯への支援として、小・中学校入学時の商品券の支給などを行っております。さらに日本では、諸外国と比べて結婚と出産が強く結びついていることから、結婚への支援として、町社会福祉協議会、地域おこし協力隊と共に定期的に恋活イベントを開催し、出会いの場の創出を行っております。

また、直接的な経済支援にとどまらず、エンゼルランドセンターの運営や放課後児童クラブの運営など幅広い観点から子育て環境の充実に努めております。限られた財源の中では、新たな補助金の新設や対象者の拡大については、慎重にならざるを得ない面がありますが、現在の補助制度や取組が真に効果的なものになっているかについては、随時、検証見直しを行っていきたいと考えております。

今後もこのような取組を継続していく中で、子供を持つことを希望する方が、安心してお子さんを生み育てることができ、若い皆さんをはじめ、どなたもが住み続けたいと思っただけの地域づくりを目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移ります。

おでこポイントで介護保険料の支払いを。

第8期（2021年から2023年度）の介護保険料基準額は、第7期（2018年から2020年度）より2%引き下げた月額5,000円となっています。県介護支援課では、台風19号災害や新型コロナウイルスの影響で収入の減ったお年寄りの負担額減と、介護保険サービスを使う高齢者数が頭打ちになりつつあることなどが理由とのこと。

しかし、第9期となる2024年度からの3年間は、団塊の世代（1947年から1949年生まれ）が全て後期高齢者となるため、今年からの第8期に介護予防事業を充実させ、いかに要介護者を抑えるかが重要だとされています。

それで質問ですが、1点目、町が前期より2%引き下げ、基準額を5,000円とした要因は何でしょうか。

2点目、町が実施している種々の介護予防事業が、どの程度サービス給付費等を抑制する効果が出ているのかの検証はしているのでしょうか。厚生労働省は、一般に介護予防事業を実施することで、対象高齢者の20%が要介護者にならないことを目標に掲げています。

3点目、介護予防に効果がありそうな事業参加には、特別多くのおでこポイントを付与し、それを介護保険料の一部に充当できるようにしてはどうか。

ちなみに東京都稲城市では、65歳以上の高齢者がボランティア活動に参加して介護支援を行うことで、自らも健康になるというもので、ボランティアに参加するたびにポイントがたまり、年間最大5,000円まで介護保険料の割引を受けることができるそうです。そして、この制度を創設した目的は、1点は地域のコミュニティ力を高める必要性、2点目は社会参加活動への誘導施策の必要性、3点目は介護保険料高騰への対処ということです。

それでは、4点目の質問ですが、第8期における県内の介護保険料基準額の単純平均は、月額5,715円とのこと。小布施町の第9期の保険料はどのくらいになると予想されているでしょうか。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの渡辺議員からのご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目の基準額5,000円の要因ということでございます。

小布施町第8期介護保険事業計画で標準月額を5,000円としたのは、国の動向と、この先の町介護保険の給付実績から推計した給付見込み、令和3年度9億4,335万7,000円、令和4年度9億9,335万円、令和5年度10億3,161万9,000円、また、令和22年（2040年）でございますが、13億1,495万4,000円という推計がございます。これを賄う保険料見込みにつきましては、国の算定システムにより算定した結果、第8期におきまして5,126円が必要というふうに算定できたところでございます。

その上で、他の市町村の動向、それから、保険料軽減に向けて現在の介護保険特別会計の

収支状況や介護給付費準備基金の状況を含め検討し、今後20年程度の介護保険会計の安定的な運営を考慮いたしまして、計画策定懇話会にお諮りし、第8期に65歳以上の皆様の介護保険料の負担を軽減するため、第8期において、準備基金や会計の繰越金のうち1,800万円を充てても将来の介護保険の財政運営に差し支えないという考え方の下、第8期における標準段階の保険料額を5,000円、年額では6万円ということですが、決定いたしまして、段階ごとの保険料額を決めていったものでございます。

介護給付に係る費用については、推計によると、町の75歳以上の高齢者は令和12年まで、また、65歳以上の高齢者は第2次ベビーブームのいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年まで増加してまいります。しかし、その後は減少していく見込みでございます。これに伴いまして、介護認定を受ける人の割合も2040年以降は減少していくと見込まれてございます。

町では、今年度新たにフレイル予防や、地域の通いの場におけますリハビリテーション等をはじめとした介護予防事業を強化してまいりまして、長期的な視点で介護予防事業に注力しつつ、介護保険会計の適切な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、2点目のご質問でございます。介護予防事業がどの程度サービス給付費を抑制する効果が出ているのか。その検証はということでございます。

地域支援事業の各事業については、開始時と終了時に保健師による評価、これはMMSというテストのようなものでありまして、脳の機能2段階テストということで、浜松医科大学のタカツキ先生のご指導をいただきながらのテストと申しますか、評価手法でございますが、を行っております。まず、介護予防生活支援サービス事業の骨コツ貯筋プログラム、楽らく若返り教室につきましては、両事業とも参加者の皆さんの運動機能、認知機能に向上が見られているとの評価をしております。

次に、主にこれらを卒業された方に参加していただいている一般介護予防事業として、脳のリフレッシュ教室や転倒予防教室などがございますが、効果といたしましては、始める前後で機能の低下が見られず、大半が維持されているという結果が出ております。ご高齢の方の場合、加齢に伴いまして何もしなければ認知機能や運動機能が低下していくと言われておりますので、維持されているということは、一定の効果があるものというふうに考えます。また、同じく一般介護予防事業のいきいきサロン、桃源荘で行っているものやRebornというようなものでございますが、こちらは事業者の皆様のご協力で、残存機能の維持の面で大変質の高い充実した内容の通いの場を提供させていただいておると考えてございます。

また、今年度からこの通いの場を強化するため、新たに作業療法士に指導していただいております。今年度から研究職の方と国で定めております基本チェックリスト等の指標を基に、検証をしていく予定をしております、一つ一つの事業効果の見極めを進めてまいりたいと考えております。

なお、町の要支援、要介護の認定率は、令和2年度13.4%、令和5年度14.5%と伸びていく見込みでございますが、県平均、平成27年度末で恐縮ですが17.4%、直近の全国平均18.4%というような数字がございました。これらと比較すると低いことが、また、自宅でお亡くなりになる方の割合も16.2%で、県平均では12.3%、全国では13.7%、これは県の衛生年報等からの数字を拾うと、このような数字がございまして、自宅でお亡くなりになる方が高いということは、多くいらっしゃるということは町の介護予防事業全体の効果として、認めてもいいというふうに自負しているところでございます。

介護予防に効果がありそうな事業参加には、特別多くのおでこポイントを付与し、介護保険料の一部に充当できるようにしてはどうかという、3点目のご質問でございます。

おでこポイント制度は、町民の皆様のお出かけを後押しすることで、介護予防や地域の担い手確保などを通して、健康寿命の延伸を目指しております。この中で特に力を入れているのが、地域の担い手の発掘、これは介護制度の運営のみではなく、地域の様々な活動になりますが、担い手の発掘が目的というふうに考えます。

第8期計画で推進していく、地域の中で誰もが自分らしく暮らしていける仕組みづくり、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に向けて、おでこポイント制度で地域やボランティアの担い手を確保することを進めてまいります。そのため支えられるだけではなく、運営する側、担い手の側にも回っていただきまして、支える、支えられるという垣根を越えて「おたがいさま」の仕組みづくりを推進したいと考えております。

介護保険料に充当できるようにということでございますが、ポイントに介護保険の財源を充てている事業でありまして、介護保険料の軽減に使えるようにするのは、制度的に難しいというふうに考えております。

次に、4点目のご質問でございます。介護保険料の県の平均月額が5,715円、小布施町の第9期、どのくらいになると予想するかということでございます。

小布施町は、県内でも要介護認定の割合が低く抑えられておりまして、介護保険料額は60市町村、3広域連合、県内にございますが、その中で51番目ということでございます。1つ目のご質問でも申し上げましたように、国の基本方針や第1号の被保険者数、受給者数、介

護給付費、それらに応じた基金の活用など複合的な要素で介護保険料額が決定されるものでありまして、第9期の標準月額を現段階で予想することはできておりません。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） おでこポイントを介護保険料の軽減に使えないかということで、先ほど質問の中で東京都稲城市の例を挙げましたけれども、こういう先進自治体のことをぜひ調べていただいて、できればそれを採用できるような方向で考えられないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 議員ご指摘のとおり、先進例に学ぶということは大切なことというふうに考えてございます。

ただ現行、日本の社会保障制度の財源というのは、加入者や事業者が支払う保険料が中心でありまして、そこに国や自治体、また利用者の方にも一部負担していただきますものによります財源によって運営されております。介護保険における財源ということで申し上げますと、第1号被保険者からの保険料、それが給付費の23%、それから第2号被保険者ということで、私どものような働いている者から保険料として27%、さらに公費として居宅給付費の場合、国庫負担金が20%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%で国の調整交付金が5%というような内訳がはっきりと決められてございます。

そのような中で、おでこポイントについては、介護保険のほうの財源をその財源に用いております。それを使って介護保険料をさらに軽減する、割り引くというようなことについては、非常に慎重に検討する必要がある部分というふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、最後の質問、4点目にいきます。

安全協会街頭指導の見直しをということで、毎月原則5のつく日に、各隣組から二、三名が出役し街頭指導を行っています。時間は午前7時20分から8時10分頃までで、勤め人にとっては通勤時間帯であり、気をもんでの出役です。また、高齢者にとっては正味で40分前後の立ち番です。肉体的につらいとの声を聞きます。

1点目、勤め人が出役しなくてもよいような方策として、元気な高齢者に有償ボランティアとして協力を得られないか。

2点目、現状、高齢者が立つ場合、ふらついてしまう老体を支えるためのつえ代わりになるようなのぼり旗の利用や、簡単な椅子を使用する等の考えは。

3点目、安全協会の役員総会では、会員からどのような意見が出されておるのか。また、町はこれからどう対応されるのか。将来的な活動の見直しについて、お考えをお聞かせください。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長補佐（芋川享正君） 渡辺議員の交通安全街頭指導への提言について答弁いたします。

交通安全街頭指導につきましては、議員ご存じのように、毎月5のつく日に各自治会に設置されています小布施町交通安全の支部の皆さんのご協力の下、通学時間に合わせ子供たちの安全を守るため、40年以上実施継続されております。また、見守り隊の方々により、毎日実施いただいているところもございます。早朝よりご協力いただいている皆さんに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

交通安全街頭指導は、各自治会の子供たちを交通事故から守るとともに、交通安全の啓発、また、挨拶をすることを通しての社会教育の場ともなっているとも思います。実施は、先ほど申し上げましたように、毎月5のつく日を基本に通学時間に合わせ実施しており、各支部の指定した場所にお立ちいただき、子供たちの横断時の安全確保を図っていただいております。現在の箇所は約30か所余りで、年間30日ほど実施していただいているところです。

まず、1点目の有償ボランティアの活動に関してですが、小布施町交通安全協会で行われている街頭指導は、地域の子供は地域で守るという考えの下、支部の皆さんのご協力により成り立っており、ボランティア活動としての部分が大きいものと思っております。今後につきましても、街頭指導は有償ボランティアということではなく、各支部のご協力を賜り、継続していきたいと思っております。

2点目の高齢者に対する出役の対応でございますが、簡易的な椅子は利用していただいております。街頭指導を行う場所は交差点が多いので、安全な場所で椅子等を使用して活動していただくようお願いしているところでございます。

3点目の交通安全協会の理事、役員からどのような意見が出ているかのご質問ですが、街頭指導については、高齢のため外していただきたいとのご意見は過去ございました。現在、街頭指導に協力いただける方の人選につきましては、各支部をお願いしているところでござ

います。

令和2年度に交通安全協会各支部に街頭指導の現況調査を行いました。全体的には全戸の持ち回りが多かったのですが、支部の実情を考え、2つの支部では高齢者を除いているという回答がありました。また、役員のみで街頭指導に出役しているとの回答が3支部ございました。各支部では、子供たちの安全を守るために街頭指導の継続方法を検討して、実施しておるところでございます。

今後につきましても、街頭指導は続けていきたいと考えていますが、各支部の実情をお聞きする中で、交通安全協会と協力し、問題解決の方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、1点目だけお伺いします。

役員の方は、出役を外すような場合に役員の方は振り分けますよね。そのときに、この人は駄目そうだなということで外しますけれども、その場合の公平性を保つために何らかの基準というものを設ければ、役員さんにとっては人選をしやすいと思うんですよね、これからの時代ね。だから、本人から要求があればいいかどうかという、その辺分かりませんが、何らかの基準、それがあると人選をしやすいのではないかとこのように思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 芋川建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（芋川享正君） 今言われた提言のとおり、町で何らかの というものをすればとは思いますが、やはり各支部の地区の子供たちへ対する思いというものもあります。支部の考えを尊重しまして、また何か問題点があれば交通安全協会と協力しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 順次、発言を許可します。

8番、小西和実議員。

〔8番 小西和実君登壇〕

○8番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして1問質問させていただきます。

総務省が2017年1月から、日本国内8か所の地域で、ふるさとワーキングホリデーという取組を開始しました。これは、都市部の若者が抱える旅行では味わえない体験がしたい、地域づくりへの参加がしたい、地域との交流を深めたいといった思いと、地域の人々が抱える地域の魅力を知ってほしい、交流人口を増やして消費を拡大したい、少しでも多くの人に定住してほしいという思い、この双方の思いをつなぎ合わせて具現化させた制度が、このふるさとワーキングホリデーです。

地方で一定期間の休暇を過ごすとともに、期間中はその地域で働きながら滞在費を賄い、また、その活動の傍らで地域住民との交流、イベントや学びの場、あるいは地域勉強会などを通して田舎暮らしを体験できるという制度であります。

東京等の首都圏への人口の一極集中が進む中、地方と関わる人を増やそうと、総務省が2016年度に制度を設け、農業などの地方の人手不足解消につなげるという狙いがあります。国は取り組む自治体に対して、費用の補助や参加希望者向けの合同説明会の開催などの形で支援をしております。2019年度は全国39自治体で768人が参加し、県内では長野市と伊那市が取り組み始めております。

この制度は、まさに小布施町が取り組もうとしている関係人口の増加に対応する制度であります。従来の移住相談などでは接点を持ちにくい若者をつながる機会と位置づけることができます。期間終了後に交流が継続できるように、人間関係づくりや再訪したいと思っただけの方の受入体制を構築する必要があります。

この取組ですが、本格的に取り組む市町村はまだ県内でも珍しく、長野市が2018年度に試験的に23人を受け入れ、2019年度には42人に増加しております。昨年なんです、見込みでは本来60人を受け入れるという見込みのことであつたということですが、コロナ禍というこ

とで中止をせざるを得ない状況となっております。この状況では、コロナによってこの1年間いろいろ停滞しているところでありまして、ワクチンの接種等ない限りは、来年度以降どうなるかもまだ分からないところではありますが、このふるさとワーキングホリデーには長野市の場合、対応窓口は人口増進課というところがあって、そちらでやっておるとこのようになります。長野市が参加者に行ったアンケートでは、また長野市を訪れてみたいと思うかという問いに、その参加者の42人のうち41人が訪れたいと答えたそうであります。

現在、小布施町を振り返ってみますと、大正大学、東京大学、慶應大学等の大学生の皆さんに、ゼミや課外授業の一環で小布施町に定期的に訪れていただいております。このふるさとワーキングホリデーですが、同じ総務省の取組であり、やや類似性のあるものに地域おこし協力隊というものがあるわけですが、こちらの地域おこし協力隊に関しては、小布施町においても最長3年間、小布施町のために活動していただいているのが現状であります。これに加えて、このふるさとワーキングホリデーを導入して、広く多様な皆さんに比較的簡単に小布施町との交流の関係を築いていただく機会をつくっていただくことはとても有益なことであると考えています。

以上のような観点から、小布施町においても、今後このふるさとワーキングホリデーを導入してはどうかと考えておりますが、答弁を求めます。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

〔企画財政課長 須藤彰人君登壇〕

○企画財政課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの小西議員のご質問にお答えいたします。

ふるさとワーキングホリデーにつきましては、先ほど議員からもご説明がございましたが、国が行っている都市部の若者などが一定期間地域に滞在しまして、働いて収入を得ながら地域住民との交流や学びの場などを通して地域での暮らしを体感し、地域との関わりを深める機会を提供する事業のことです。関係人口とは、地域に移住した定住人口ではなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、議員ご指摘のとおり、このような事業を通じて地域との関わりを深める機会を提供することは、町との関係を築いていただける方が増加していくことにつながり、有益なことであると考えております。

一方で、実施に向けた課題としましては、町内で受入れを行っていただく企業がいること、その企業との仕事内容の調整や長期滞在の受入体制の整備などがございます。また、町では既に首都圏の東京大学や慶應義塾大学、大正大学、県内でも信州大学、長野県立大学、長野

高専など、若い皆さんとの連携は行われているところであり、これから新たに若者とのきっかけを見いだしたいと考え、この事業に参加する自治体とは事情が異なる面もあると考えております。

既にふるさとワーキングホリデーを実施している自治体では、コロナ禍により募集を行わずに事業を中止している自治体が多いと聞いておりまして、現時点では導入に向けて取り組む状況にはないと考えておりますが、今後、先ほど申し上げたような課題が解消され、制限なく人々が都市部と地方を行き来できるような状況になりましたら、関係人口増加策の一つとして、導入に向けた検討を進めたいと考えております。

また、町では現在、コロナ禍においても地域外との交流を進めるための関係人口創出のための取組として小布施バーチャル町民会議を実施し、その中のテーマの一つとして小布施の目指す関係人口の在り方について議論を行っているところです。引き続き議員のお考えも伺いながら、町内、町外の住民双方にとってよりよい交流の在り方について考えていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） ただいたしました答弁に基づいて、2点確認というか、質問をさせていただきます。

1点目なんですが、今後のことを考えていくに当たって、まだ時期尚早、当然私のほうもそう思っております。社会が安定した状態の中でこそ取り組むべき内容ですので、いろいろ早い段階に今あるなと思うわけですが、これから、政府が発表しているような情報ですと、今年度中、早ければ11月程度にはワクチンの接種を終えていきたいということを報道されておりまして、そういった中では、来年度に向けての検討というものは早め、早めにしていくべき者であるのかなと感じております。そういった中で、ぜひ検討自体は早めに検討をぜひしていただいて、来年度以降実施する、しないを含めて、今のうちに前倒しでしっかり考えていっていただきたいなと思うわけでありまして、その辺の余力というか、今現状、考えていく余地というのは余力としてはあるのでしょうか。

2つ目は、先ほどの実際に訪れないで交流するみたいなお話もいただいたと思うんですが、交流の関係ですと、ソーシャルキャピタルと言われるものが一番有名なものとして、テーマとしてありまして、やはりそういう交流であったりとか、そういう人の関係するものは実際に接してやらないといけないという議論があるわけですね。それこそエビデンスがあるもの

としては、政治もやはりそういったソーシャルキャピタルに関係するものでありまして、バーチャルな政治はあり得ないということはもう既に言われているわけですが、やっぱり交流自体も、既に会っている方たちがバーチャルに交流することはもう大丈夫だと思うんですが、最初の接点を全てバーチャルで置き換えることはできないだろうなというのが通常の見方だと認識しております。そのあたりの認識はどうお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの小西議員の再質問にお答えいたします。

1点目の時期についてでございますけれども、こちらは取組自体、検討していくこと自体は非常に有益なことだと考えております。

一方で、課題としましては大きく2つございまして、1点目が、いつ頃から受入れをしていただけるかというのがなかなか時期が見通せない状況ですと、実際に企業の皆様にご相談する際にも、どういったお仕事があるのか、例えば農業とかがまさにそうですけれども、時期によってやっていただくことも変わってしまうと思いますし、そのあたりで少し具体的な導入にまだ入れていないという課題が1つあります。

またもう一点は、議員のご質問の中でも触れていただいていたんですが、既に町と関わりを持っていただいている大学生の皆さん、ほかの市町村に比べてかなりたくさんの方に関わっていただいておりますが大変ありがたい状況なんです、この1年ほどは小布施には来られていない状況になっておりまして、間もなくもう1年半くらい、小布施に一回も来られていないという状況になってしまっております。今、リモートを使いながらいろいろと工夫して何とか進めているところなんですけれども、そのあたりの皆さんとの関係というところにも力を注いでいきたいということがございまして、今すぐ、ちょっと具体的な検討についてはなかなか難しい状況であります。

ただ、ある程度これからワクチン接種が進んで、来年度、ある程度もう人々が自由に移動できるような状況になるというのが見通しがついた段階では導入を進めていきたいと考えておりまして、その際に一番重要なのが、受け入れていただく企業さんがどの程度あるのかというところございまして、そちらにつきましては議員からも、もしアイデア等ありましたらいただく中で、検討を進めてまいりたいと思っております。

また、2点目の交流の関係でございますけれども、こちら私どもとしてもバーチャルだけで決して終わらせる交流というのは目指していないところです。バーチャル町民会議については、実は参加していただいた方、日本全国いらっしゃるんですけども、このゴールデ

ンウイーク期間中などにも、一度小布施に来ていただいて体感していただこうと思っていたんですが、緊急事態宣言という事態になってしまって中止を余儀なくされてしまったりというような状況で、なかなか思うどおりに進んでいないところがあるんですけれども、また小布施に来られるような状況になりましたら実際の、バーチャルだけではない直接の交流というのをまず体験していただいて、そちらは両面、いい面、悪い面あると思いますので、使っ
ていきながら、その交流の在り方について考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） ありがとうございます。

今の答弁いただいた内容に基づいてなんですが、学生のところですか、一番、今強く、やっぱり言っていたかと思っておりますが、町内に来ていただく方の交流の基軸のものは、皆さん、学生、学生とこう、皆さん、大学の学生の方ばかりが軸になりがちのように一見聞こえてしまうわけですね。ただ、やはり町全体を見通すと、学生の方だけに、もちろん来ていただきたいんですけども、何か特化し過ぎているかなというところがあるんですね。もっと多様な民間の方との交流というものが、やはりいろいろな新しいものを生み出すきっかけになるかなと思っております、学生が決して悪いわけではないんですが、やはり専門が決まっていたりとか授業の一環であったりということで、目的であったりとか視野というものが、やはり多様性は少ないのかなという、受けるわけですね。そういう印象がありまして、もう少し広くやっぱり拡大して受け入れていく、交流していくべきではないかなと思っております、当然、先ほどおっしゃっていただいた大学との交流というものは、その一つに過ぎないと思うんですが、今後その交流の多様性ですか、そのあたりはどのように捉えているかということを確認したいわけですけども、決して学生、大学にこだわっているわけではないと思うんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤彰人君） ただいまの小西議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、交流される方の対象というのは、学生にとどまらず社会人の皆さんなども対象に含まれておりまして、そういった意味で、大学生の皆さんだけではなく一般で働いている皆さんも参加しやすい、こういったふるさとワーキングホリデーというのは活用していく可能性があるのかなと思っております。

こちらの関係人口の、こういった方たちに交流していただきたいかということについて

は、今まさにバーチャル町民会議などでも話し合っているところなんです、町外の皆さんはそうなんです、町内の皆さんが、住民の皆さんがどういう人たちと関わっていきたくのかというのが非常に大切な視点だと考えておまして、現在、この町内の有志の方なんかにも、どういった外との交流の在り方を目指していけばいいのかなんていうところを地域おこし協力隊の皆さんなんかにも協力いただきながら検討しているところでありまして、そういった中では、よりよい交流の在り方というのをまた検討していきたいと思っております。

○議長（小林一広君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（小林一広君） 続いて、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） 通告に基づき、小布施町公共施設個別施設計画（令和3年3月改定）について質問させていただきます。

小布施町では、過去、高度経済成長や人口の増加を背景に、福祉・教育文化・観光振興など多様化する町民ニーズを踏まえ、多くの公共施設を建設してきました。しかし、現在は少子高齢化、人口減少社会となり、町税は減少していくのに対し、公共施設等は老朽化のため物件費は増加していくという財政状況の悪化が見込まれる状況にあります。早急に公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となってきます。そのため、健全で持続可能な町政運営を進めることを目指し、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるために、小布施町公共施設等総合管理計画を4年前、平成29年3月に策定し、小布施町公共施設個別施設計画を2年前、平成31年3月に策定して、今年、令和3年3月に改定をしております。

そこで、以下の6項目について質問いたします。

- 1、公共施設個別施設計画を今年3月に改定した改定内容は。
- 2、公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画の整合性は。
- 3、公共施設総保有量の適正化は。
- 4、民間活力の導入は。

5、インフラ施設の個別施設計画は。

6、建物施設とインフラ施設のための財源確保はの、以上、6項目について伺います。

ここで言う公共施設とは、建物施設とインフラ施設であり、建物施設は庁舎、消防防災施設、高齢者等福祉施設、障害者支援施設、小学校、中学校、幼稚園、保育園、給食センター、教員住宅、図書館、文化施設、体育施設、産業振興施設、観光施設、公園、町営住宅などであり、インフラ施設は、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設などであります。

4年前に小布施町公共施設等総合管理計画について、2年前に小布施町公共施設個別施設計画について、策定されるたびに質問をさせていただきました。それを踏まえ、今回の個別施設計画の改定に合わせ質問をさせていただきます。

1点目として、個別施設計画を今年3月に改定した改定内容はということで質問します。

小布施町総合計画、総合管理計画の更新等に合わせ、個別施設計画事業の進捗状況、また、国の制度変更や経済情勢の変化に合わせ、個別施設計画を改定していくことは必要であると考えます。今回の改定内容について、また改定理由について伺います。

また、公共施設等総合管理計画は策定後すぐにホームページで公表されましたが、公共施設個別施設計画は公表されていません。公共施設個別施設計画は、この通告があったためか今週の月曜日に議員に配付されましたが、ホームページにはアップされていません。2年前の答弁では、その年の秋までにホームページに掲載しますとのことでしたが、いまだに掲載されていません。その理由について伺います。

2点目として、公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画の整合性は。

個別施設計画は、小布施町公共施設等総合管理計画で、次の4つの基本方針に沿って策定されています。その基本方針とは、1として公共施設等総保有量の適正化、2として公共施設等の長寿命化の推進、3として民間活力の導入、4として町民の皆さんとの協働による共同施設等の管理という4つの基本方針に沿ってつくられました。

公共施設等総合管理計画事業の進捗状況、国の制度変更、経済情勢の変化に合わせ、公共施設等総合管理計画も改定していく必要があると思います。総合管理計画と個別施設計画の整合性について伺います。

総合管理計画では、建物施設を全て更新する場合、40年間で260億3,000万が必要となり、1年当たりに換算すると、毎年6億5,000万が必要となるとありますが、今回改定の個別施設計画では、40年間で236億円、1年当たり5億9,000万円必要とあり、2年前の答弁では、個別施設計画に基づいて、40年間のコストは170億円、年間4億2,000万円かかると試算され、

これを長寿命化、取壊し、有償譲渡を検討することで、40年間130億円、年3億2,000万円必要となるとの答弁でありました。どれが正しいのか、お伺いいたします。

3点目として、公共施設総保有量の適正化は。

町の公共施設保有量は5万7,000平方メートルで150棟ありますが、近隣市町村と比較して、人口当たりの公共施設保有量はどうか伺います。また、個別施設計画によると、劣化状況調査の結果、Cランク、広範囲に劣化と判定された施設は、保健センター、役場庁舎、小布施分署、6次産業センター、野外ステージ、トレーニングセンターとありますが、これらの施設に対する考えを伺います。

次世代への負担をできる限り軽減するためにも、長期的な視点で公共施設の必要性を検討すべきです。築30年以上の建物が53.2%と半分以上を占めています。利用頻度の低い公共施設は、統合・取壊しをすべきであります。個別施設計画によると、令和22年度までに取壊し・譲渡を予定している建物は1,231平方メートル、取壊し・譲渡・廃止を検討している建物は3,960平方メートル、計5,191平方メートルとありますが、候補となっている施設はどこか伺います。

また、現在利用していない青少年山の家や小学校PTA会館は令和7年度取壊しとなっていますが、小学生がPTA会館に忍び込んで遊んでいるというような事例もあります。安全面を考えると早急に取り壊すべきと考えますが、見解を伺います。

4点目として、民間活力の導入は。

施設の整備、管理、運営において、民間企業の持つノウハウや資金を積極的に導入するため、指定管理者制度をさらに多くの施設に導入すべきと考えます。ハイウェイミュージアムをスポーツコミュニティセンターとして民間に指定管理をした結果、一般財源から年間1,800万円歳出していたものが、翌年度決算では190万円と10分の1になりました。指定管理にしたことにより、一般財源の歳出削減に大きな効果がありました。他の公共施設においても指定管理に移行すべき施設があると思われれます。

基本方針では、施設の整備、管理、運営において民間企業の持つノウハウや資金を積極的に導入するため、指定管理制度をさらに多くの施設に導入することや、PPP、PFI等の活用について研究し、施設運営における官民の役割分担を検討しますとあります。現在、候補となっている施設はどこか伺います。

5点目として、インフラ施設の個別施設計画は。

総合管理計画では、インフラ施設を全て更新する場合、40年間で249億7,000万円が必要で、

毎年6億2,000万が必要とあります。インフラ施設も、今後、維持更新費用の増加が見込まれることから、長寿命化やコストの縮減を図りながら、計画的、効率的に維持管理を進めていく必要がありますが、今回の個別施設計画は建物施設のみであります。インフラ施設については、小布施町公共施設等総合管理計画では、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、種別（道路、橋梁、上水道、下水道）ごとに策定する個別施設計画により対応しますとありますが、インフラ施設の個別施設計画について、いつまでに、どのような方法で、その5W1Hの見解をお伺いいたします。

6点目として、建物施設とインフラ施設のための財源確保は。

改定前の個別施設計画では、第9章、継続的運用方針、第2項、財源確保で、公共施設等適正管理推進事業債等を最大限に活用して実施しますとありましたが、改定によりこの文章が消されています。この推進事業債は令和3年度までであります。この事業債に代わるものに対する見解をお伺いいたします。

また、個別施設計画の財源の確保に、計画的な積立てによる基金の確保とありますが、公共施設管理基金というものを単独に設ける必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課企画幹。

〔企画財政課企画幹 畔上敏春君登壇〕

○企画財政課企画幹（畔上敏春君） それでは、大島議員の小布施町公共施設個別施設計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の小布施町公共施設個別施設計画につきましては、人口増加や多様化する住民ニーズを踏まえ整備されてきた公共施設も徐々に老朽化し、近い将来、大量更新時代を迎え、今後の維持管理、更新等に膨大な経費が必要となることが想定されますが、先ほど議員からありましたように、人口減少による税収入の減少や少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の増加が進む中、これらの施設の維持管理の在り方の検討が全国的に求められていました。

このような状況を踏まえ、町では、健全で持続可能な町政運営を進めることを目的に目指し、個々の公共施設を経営資源として効果的、効率的に運用していくために、小布施町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、基本的な考え方、推進方法、推進体制を定め、本計画に基づき公共施設等管理検討会議を設置し検討をし、平成31年3月に小布施町公共施設個別施設計画を策定しました。本検討会議は、副町長を委員長に各課長で構成をしていますが、町民の皆さんのご意見をお聞きしたく、委員の募集を平成30年9月にホームページで行いましたが、応募がなかったような状況でございます。

それでは、今申し上げましたことを経過等を踏まえまして、順次、質問項目についてお答えを申し上げます。

1点目の個別施設計画の改定内容とホームページへの掲載についてです。

公共施設個別施設計画につきましては、さきに申し上げましたように平成30年度事業で策定をしており、令和元年度では将来の公共施設の延べ床面積の縮減目標等の策定を行い、令和2年度では計画策定後の建物の移動などの追加条項や個別施設計画に、令和22年度までに縮減の検討施設とした25施設について方向性の再検討を行い、その結果を踏まえ改定をしました。これら計画の策定、見直しのスケジュールは国より示されており、令和2年度末までに公共施設個別施設計画を改定し、令和3年度、本年度に公共施設等総合管理計画を改定することとなっております。本年度、予算計上をしているところでございます。

また、議員より、令和元年9月会議一般質問で、公共施設個別施設計画のホームページへの掲載にして質問をいただいた際、さらに内容について役場内でオーソライズをしていきたいと思っており、できれば秋ぐらいまでに何とか上げられればと考えているとお答えをさせていただきました。しかし、質問にありましたように、ホームページへの掲載はできませんでした。その理由につきましては、ホームページへの掲載に向け内部調整をしていた矢先、令和元年東日本台風による、かつて経験したことのない被害が発生し、その対応に全職員で当たっていたことによるものです。

なお、改定版につきましては、先ほど議員のほうよりホームページにまだ掲載されていないということのお話がありましたが、改定版につきましては、遅くなりましたが、昨日、ホームページのほうに掲載をさせていただいているところでございます。

2点目の公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画の整合性についてです。

ご質問にありましたように、各計画における40年間の維持更新コストの試算額に相違があります。これは、計画の性格や計画策定期限の違いによるものです。まず、各計画の位置づけですが、平成29年3月策定の小布施町公共施設等総合管理計画につきましては、町が保有する公共施設全体を経営資源として、効果的、効率的に運用していくための基本的な考え方、推進方法、推進体制などを定めています。これに基づき、小布施町公共施設個別施設計画を平成31年3月に策定をしています。各計画での数値の差につきましては、それぞれ計画を策定するための修繕計画の試算額、また修繕をした額の違いなどによるもので、今回改定したものが最新の数値となります。

3点目の公共施設総保有量の適正化についてです。

最初に、近隣市町村との比較についてです。基準年が違うため若干の差はあるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。

現在の町有公共施設総量は、議員よりありましたように、令和2年4月現在で150棟、延べ床面積で5万7,700平方メートルほどとなっております。棟数での比較はできませんが、人口1人当たりの延べ床面積を申し上げますと、小布施町は5.24平方メートル、須坂市は4.32平方メートル、中野市は4.87平方メートル、長野市は4.43平方メートル、高山村は6.94平方メートル、山ノ内町は6.21平方メートルとなっております。また、2021年、平成24年ですが、全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告によりますと、当町と同規模の平均値は8.54平方メートルで、市区町村全体では平均で3.42平方メートルとなっております。

近隣市町村との比較ということですが、各市町村で行っている施策や、それに基づき実施されてきた施設整備も違います。当町におきましては、健康増進、スポーツの振興、6次産業の振興などに取り組んできており、施設整備も行ってきました。このようなことから、一概に近隣市町村と比べることはできないものと思っております。

次に、個別施設計画の劣化状況調査結果がCランクと判定された施設に対する現段階での方針について、改定版での位置づけを申し上げます。

保健センターにつきましては、令和8年度に大規模改修を行い施設の維持をし、令和23年度に改築を予定をしております。役場庁舎につきましては、令和9年、10年度に大規模改修を行い施設を維持し、令和23年度に改築を予定をしております。小布施分署につきましては、令和10年度に改築の予定をしております。6次産業センターにつきましては、令和20年度に長寿命化のための改修工事を行い、本計画期間であります令和40年度までは改築等の計画はございません。小布施総合公園野外ステージにつきましては、長寿命化改修は行わず、令和21年度に利用状況や劣化状況を踏まえ、廃止するか建て替えるかの検討をいたします。トレーニングセンターにつきましては、本年度予算に計上いたしましたが、大規模改修工事を実施し、令和21年度に改築を予定をしております。計画では今申し上げましたような計画となっておりますが、事業の実施状況や劣化の状況の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、令和22年度までに取壊し・譲渡を予定している建物、検討している建物について申し上げます。

取壊し・譲渡を予定している建物1,231平方メートルにつきましては、12施設を予定をしております。主なものは、取壊しは青少年山の家、小学校PTA会館、中央校長住宅、譲渡

につきましては上松川コミュニティセンター、都住地区コミュニティセンターなどとなっております。

続いて、取壊し・譲渡・廃止を検討中の建物3,960平方メートルですが、22施設が対象となっています。主なものを申し上げますと、スポーツコミュニティセンター、小布施交流館、ふるさと創造館などとなっております。

青少年山の家と小学校PTA会館の解体は、安全面から早急に実施すべきではないかのご指摘です。現計画では、両施設ともに令和7年度に取り壊す予定としております。青少年山の家は山中にあることから変更は考えていませんが、小学校PTA会館につきましては、以前にも一般質問で、子供たちの安全面から何らかの対策を早期に講ずるべきではないかとの質問もいただいております。本施設につきましては、再度学校関係者やPTAの方々等からご意見をいただく中で、再度検討をしていきたいと思っております。

4点目の民間活力の導入、指定管理制度の導入についてですが、本計画では民間への施設の移管や譲渡によるコストの削減について検討はされていますが、現有施設の指定管理に伴う利用の促進、経費の削減にまでは及んでいないと思っております。指定管理施設を増やすことによる経費の削減も、町として進めていくことも必要と思っております。現段階で指定管理の候補施設というお尋ねですが、現段階では検討はされていないので、候補施設はありません。今後、個別施設計画の見直しを進める中で、指定管理制度を導入していくことが有利な施設の検討をしていきたいと思っております。

5点目のインフラ施設の個別施設計画についてです。

インフラ施設につきましては、上下水道や道路、橋梁等が対象となってきます。上下水道につきましてはそれぞれストックマネジメント、アセットマネジメント計画の策定に取り組んでおります。また、橋梁につきましては、平成26年に国の制度改正があり、5年ごとに橋梁の点検が義務づけられており、その結果を受けて修繕計画を策定し、修繕を行うこととなっております。

6点目の財源確保についてです。

ご質問の中にありましたように、平成29年度に創設されました公共施設等適正管理推進事業債につきましては、令和3年度までに建設工事に着手した事業を除き、今年度で終了となります。このようなことから、改定版では本事業債の表記を削除しております。本事業債の適用が本年度に終了することは、当町だけでなく、今後の施設の維持管理に大きな影響を生じることから、令和2年5月に中核市市長会で、令和3年度国の施策及び予算に関する提

言を行っており、その中で公共施設等の老朽化対策における地方債の充実、改善についてを盛り込んでいます。町としましては、本制度を継続されることを切に願うものでございます。

また、計画的な積立てによる基金の確保につきましては、議員ご提案のように新たな基金を設けることも一つの方法とは思いますが、現在設置されています大規模建設事業資金積立基金、この基金の目的につきましては、大規模な建設事業及び公共施設の改修事業の資金に充てるための経費ということでなっております。それを活用していきたいと考えております。

今後、本計画の実施に際しては、国・県補助金などの活用を十分検討し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

大変大きな数字であります。40年間で260億円なのか、236億円なのか、130億円なのかという質問に対して、ただいまの答弁では、今回の改正の数字だということで、236億円ということになるのかと思います。

2年前の答弁では、再質問、再々質問、また再々々質問の中でお伺いしました。これは議事録に残っております。その内容は、議事録の内容ですが、公共施設の総合管理計画と今回の個別施設計画の経費の算定が違うということでございますけれども、信憑性につきましては今回の原案のほう、130億円のほうが信憑性があるというふうに考えております。このような答弁でありました。この違い、126億円、これはもう小布施町の年間予算総額の2年分以上の金額の違いであります。この大きな数字の違いについて、ちょっともう一度答弁をお願いいたします。

2点目といたしまして、一般質問に対する答弁の重さについてお伺いいたします。

誰が答弁しようとも、町長が答弁したことと同じであります。その中では、特に金額について、また期限については間違っていないはずですが、ただいまの金額についてもそうですが、期限についても、2年前の答弁では、その年の秋には個別施設計画をホームページに掲載しますとの答弁でありましたが、先ほどの答弁では昨日掲載しましたと。何かまるでこの一般質問に合わせて昨日慌てて掲載したのかという、何かそんな感じをいたします。これについて再度お伺いいたします。

また、ただいまの答弁では、役場庁舎は令和9年、10年度で大規模改修、令和23年度に改築予定との答弁でありました。その財源確保についてはどのように考えているのかお伺い

たします。

4点目として、ただいまのご答弁では、取壊し・譲渡・廃止を検討中の建物は22施設で、主なものはスポーツコミュニティセンター、小布施交流館、ふるさと創造館とのことでしたが、廃止した場合、この跡地の利用についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

5点目として、ただいまの答弁では、インフラ施設については上下水道はアセットマネジメント計画の策定に取り組んでおり、橋梁については修繕計画を策定し、修繕を行うことになっているとの答弁でありましたが、この計画をいつまでに計画策定をするのかお伺いいたします。

6点目です。基金についてであります。

大規模建設事業資金積立基金を活用していきたいとの答弁でありましたが、この大規模建設事業資金積立基金、これは平成14年度以降、20年間ずっと4,000万円前後であり、元年度に6,000万円になりましたが、積立てによって増えているものではありません。建物施設236億円、インフラ施設で250億円必要という中で、この低い積立ての基金ではどうにもならないかと思えます。この基金についてどうお考えなのか、再度お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課企画幹。

○企画財政課企画幹（畔上敏春君） 大島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

前回の個別計画より130億円ほど増加して、改定版には236億円ということでございます。前回の平成31年3月策定の個別施設計画につきましては、ランニングコスト、光熱水費等の金額が含まれていませんでした。今回の改定版につきましては、その光熱水費、委託料等を含めた形となっております。その金額が過去5年間の平均で2億8,000万円ほど、1年間に光熱水費、委託料等がかかっておりますので、その分を今回の計画に盛り込んでおります。それによりまして、100億円以上の増額となっております。また、今回の計画策定につきまして、昨年までの、前年までの2年間の間に施設計画で修繕した等の精査も行っておりますので、また新たに2施設増えておりますので、そういうものによる増額となっております。当然、先ほどご質問がありましたように、個別施設計画と管理計画、同額になるべきではないかということのご指摘いただいておりますので、当然のことだと思っておりますので、今年策定する中で整合を図っていく予定としております。

それと、今回、ご存じのように火災等で焼失した施設等再建費、それについても個別施設計画の中で変更等になってきますので、そういうものについてもリアルタイムで毎年見直し

をしながら精査をしていきたいというふうに考えております。

2番目の一般質問の答弁の重要性につきましては、議員おっしゃるとおり、担当が替わったから数字が変わるということでは一貫性がなく、言ったことについては責任を持って対応していくべきものというふうに重々承知をしているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

3点目の庁舎の建て替え等の財源の確保ということでございますが、これにつきましても、まだ確実に何の資金を活用するということまでは煮詰まっではないような状況でございます。現在考えておりますのは、最後の質問にもあります基金等の活用で、毎年余剰金等、決算で出てきますので、そういうものを積み立てたり、必要に応じて国・県に働きかけをする中で、何らかの補助制度が活用できないかとか、そういうものを通じまして補助金の確保、資金の確保をしていきたいというふうに考えているところでございます。

廃止した施設の土地の後利用についてでございますが、借地の部分もありますし、町が所有している土地等もございます。そういう跡地につきましては、一昨年、町営住宅、水上の空き地について一般に売却したのと同じように、土地によって状況は変わりますが、資産として売却できるものにつきましては一般売却をする中で財源の確保に努めていければなというふうに考えているところでございます。

基金の積立て、現在、先ほども申し上げた基金につきましては、議員おっしゃるとおり6,000万円ほどしか基金残高はないわけでございますが、今後計画に沿った事業を推進するためにはどうしても財源が必要になりますので、先ほど申し上げましたように、前年度からの繰越金について、その一部を積立てをする中で基金の確保、財源の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

ライフラインの関係につきましては、現在、上下水道の関係については資産の洗い出し等を行っております。また、下水道 につきましても、公営企業会計への移行に向けて取り組んでおりますので、まずはストックマネジメントによりまして資産の洗い出しをしまして、公営企業会計に移行した後にアセットマネジメントの計画所が策定されるというふうに思っております。橋梁につきましては5年ごとに随時更新等を、点検調査をしまして実施をしていくこととなっておりますので、いつまでにつくるとか、そういうものはないということでご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

ちょっと大きな数字で236億円になったという、130億円が236億円になったという説明で、何かランニングコストが入っていないからこういう計算になっている、ちょっとよく意味の分からない答弁なんですけれども、計画は計画で、当然ランニングコストが入っているべきでありますし、この130億円という答弁が2年前にしたなら、ここで236億円に変わったと、その辺のいきさつについて、やはり事前に議員なり町の皆さんにお知らせする必要があるのかなと思います。これはあまりにも大きな金額過ぎるので、これが例えば1,000万ぐらいの違いなら別に笑って済ませる金額かと思うんですけれども、これが100億円の違いということになってくると、ちょっとこれはあまりにもさらっとした答弁過ぎるような気がいたします。ちょっとその辺について、もう少し納得のいく答弁をお願いいたします。

それから、2点目として、個別施設計画のインフラ施設についてなんですけれども、先ほどの質問は、いつまでに計画策定を行うのかという、そういうことでお伺いしております。これにつきましても、ちゃんとした答弁をお願いいたします。

それから、3点目といたしまして、今ある大規模建設事業資金積立基金、これがずっと4,000万だったと、20年間も4,000万だったと。元年度だけ6,000万に上がったというような金額であります。これが建物施設だけで236億円、ここへインフラ施設も合わせると500億円という数字です。500億円という数字に対する積立てに対して、毎年余剰金の一部を積み立てていきますという、そういう答弁なんですけれども、これはどう考えても余剰金の一部を積み立てたのでは500億円、これは何年計画で積み立てていく予定なんですか。40年以内でなければ、つまり今の計算でいくと100年ぐらいかかっちゃうような気がしますけれども、その辺について再度答弁をお願いいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課企画幹。

○企画財政課企画幹（畔上敏春君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目、2点目の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目の100億円が増額になったという経過ということでございますが、平成31年に個別施設計画を策定した際、積上げにつきましてはハード事業分、そういうものについて積上げをしまして試算をしておりました。この国から示された統合につきましては、改築に関わりますハード事業分のみでいいとか、ランニングコスト、維持管理費、そういうものも含めなければいけないという明確な指針等については示されていない状況で、当初、平成31年度に計画を策定をして推す。

今回改定に際しまして、やはりランニングコスト、維持管理費が非常に、年間、先ほど申し上げましたように2億8,000万円ほどかかるということで、大きく町の財政を左右する部分があるということで、今回の改定版につきましてはランニングコスト、維持管理費用、そういうものにつきましても含めての試算ということで、236億円という数字で示させていただいているということでございます。当初からそういう数字を含めていれば、こんな大きな差にはならなかったわけなんです、今回改定をする中で、やはり維持管理費、ランニングコストについても含めるべきだという見解の下に、数字を積み上げさせていただいたものでございます。

3番目の大規模建設基金の関係ですが、確かに500億円ですね、一般会計といいますか、普通財産でいきますと236億円、経費がかかる。それに対して、毎年余剰金を積んでいるだけではやはり資金が不足するのではないかとということでございますが、先ほど来、お話ししておりますように、基金につきましては、全額基金で対応するという考え方ではございません。地方債も活用できますし、あと国・県補助金等も、活用できるものについては活用していきたいということでございますので、そうはいいまして原資となるやはり基金がなければなりませんので、そういうものにつきましては計画的に余剰金の積立等を行って財源の確保に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） では、私のほうから橋梁並びに上水、下水、集落排水の大規模な修繕計画について答弁をさせていただきます。

まず、橋梁についてでございますが、こちらのほうは国の支援を受けまして、1回目でございますけれども、平成30年9月に長寿命化修繕計画を策定してございます。先ほど畔上企画幹のほうからご答弁申し上げましたように、5年に一度の定期点検が義務づけられておりまして、今年、令和3年度がちょうどその5年目に当たっておりまして、現在、長野県の技術センターのほうに一括委託ということで橋梁点検の委託を実施しているところでございます。2月28日に技術センターのほうから2巡目の橋梁点検の結果報告をするということ踏まえた上で、令和4年に国庫補助支援を受けまして修繕計画の見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、この修繕計画については、判定が3以上の橋梁があった場合、5年以内に修繕をしなければいけないという決めがございます。判定3以上の橋梁がない場合は修繕を先送りする

ことができるというふうに規定されておりますので、修繕結果を踏まえた上で詳細に検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、上水道の関係についてでございますが、ご承知のとおり、令和5年3月31日の完成に向けて、現在、低区配水池の建設を行っているところでございます。それに合わせて、水源の確保等を検討させていただいている中で、実際に修繕計画に着手できるのが令和6年4月1日以降かなということを思っております。一、二年の間には策定をしたいというふうに考えておりますが、限られた人員と予算の中で執行しておりますので、まずは水道の配水池の建設に全力を傾けてまいりたいというふうに思っております。

それから、下水道、それから集落排水事業につきましては、ご承知のとおり、令和6年4月1日に公営企業会計に切り替えなきゃいけないと。現在、この公営企業会計化に向けて作業を進めているところでございます。この作業と併せて資産の再調査をさせていただいておりますので、こちらのほうは令和6年4月1日には資産の調査が終わりますので、令和6年中に修繕計画の策定ができるのではないかとというふうに予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 続いて、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） それでは、通告に基づきまして、2項目の点について質問させていただきます。

まず初めに、第4次小布施町男女共同参画基本計画が目指す将来像とは。

世界経済フォーラムが2021年3月、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、2021年の日本の総合順位は156か国中120位でした。前回と比べてほぼ横ばいとなっています。先進国の中では最低レベル、アジア諸国の中では韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となりました。

また、森前東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長が、男女平等とい

うオリンピック憲章の理念に反する女性蔑視の差別発言を行い辞職に追い込まれ、その後、女性理事の比率を40%に引き上げるなど推進を行いました。海外からは時代遅れなどと報じられるなど、今、日本では、これまでになく男女共同参画に大きな注目が集まっています。

そこで、第4次小布施町男女共同参画基本計画策定を踏まえまして、当町の男女共同参画推進の取組について伺います。ちなみに国は第5次男女共同参画基本計画の推進を實踐中、長野県は第5次計画の策定間近という状況でしたが、この6月8日に策定されました。政府が「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」と目標を掲げたのは、今からおよそ17年前の2003年のことでありましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、その水準の到達に向けて官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れていて、全体として30%の水準には到達しそうとは言えない状況です。

また、時速可能な開発目標、SDGsでは、ジェンダー平等も大きな目標の一つに取り上げています。全ての人々が平等に暮らせるように、女性差別の現状を踏まえて解決の糸口を探ることができればと願い、質問いたします。

1点目、国や県における取組の進展がまだ十分でない要因としては、仕事と家庭生活の両立が困難なこと、社会全体において固定的な性別役割分担意識が根強いなど挙げられますが、第3次基本計画の推進においてどのような課題の見直しを行い、第4次男女共同参画基本計画の策定に至ったのか伺います。

2点目、男女共同参画や人権問題の周知啓発への取組について、具体的な施策の展開や数値目標などについてはどのようにお考えでしょうか。また、推進における職員体制や男女共同参画社会推進委員会との連携はどうでしょうか。

3点目、当町における令和2年度の審議会等委員、職員の管理職、農業委員、自治会役員、公民館長、防災会議等に占める女性の参画状況がゼロ及び10%未満に該当する分野についての見解を伺います。

4点目、これらゼロから10%分野の登用率を上げるための具体策についてはどうお考えでしょうか。

5点目、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させられましたが、相談体制、支援の在り方など、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの中村議員のご質問について、5点、順次お答えさせていただきます。

まず、小布施町での男女共同参画に関する取組の経緯ですが、平成11年に社会経済情勢の急速な変化、価値観や生活様式の多様化などを背景に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、平成13年に小布施町男女共同参画社会推進条例を制定しております。現在まで3度の基本計画の改定を行い、令和3年度からは5年間を経過期間とした第4次男女共同参画基本計画を庁内で進めております。

第4次基本計画策定の際には、昨年10月に町民1,000名の方を対象にしたアンケート調査を実施しまして、現状分析と平成27年に実施しました前回調査からの変化などを調査しました。その結果からは、男女共同参画の理想とする姿が浸透し、意識改革が感じられる一方で、家庭、地域、職場、その他日常生活は依然として多くの性別役割分担がされていることが課題として分かりました。

第4次計画では、こうしたアンケート調査結果などから見えた課題解消のための具体的な施策として、学習機会の事由実による一層の意識啓発の推進、関係する他団体との連携による推進力の強化に取り組むこととしております。具体的数値目標については、目標を設定し、施策の推進を行っていくことの重要性は理解しておりますが、現状の整理、分析が十分に行えていない段階での目標設定は混乱を招くことから、特に設定はしていないところです。今後の状況によりましては、計画期間の終了を待たずに数値目標の設定を検討してまいります。

推進における職員体制については、限られた人員の中で多くの事業を行っておりますため専任の職員を配置することはできず、強力で推し進めていく体制にないのが実情であります。委員会との連携については、月に一回程度、男女共同参画社会推進委員会が開催される際には職員も同席させていただき、常に委員会との連携を図っております。

続いて、小布施町の各組織に占める女性参画の状況ですが、各種審議会委員の女性の割合は1割から5割程度となっており、特に自治会の役員や町職員の管理職の女性数については、男女共同参画の観点からは大変厳しい状況にあると認識しております。これらの登用率を上げるための具体策としましては、学習会、フォーラム等の開催によりまして、男女共同参画に関して触れる機会の提供を継続していくことに加えまして、本日、自治会長の皆様も傍聴にいらっしゃっていただいておりますが、特に女性の登用が進んでいない自治会での役員を選出を図るために、どのような原因や、今後登用を進めていくための方策についてどのよう

なことがあるのか、ヒアリングの実施などを検討していきたいと考えております。

町職員につきましては、係長級以上の職員について女性の登用が進んでいない状況でありまして、短期間で登用を進めることは難しい状況にはありますが、職員全体としましては令和3年4月1日現在で全職員数105名のうち、女性職員は54名と過半数を超えておりまして、職員全体に占める女性職員の比率も年々増加してきている中でありますので、国や県で設定している女性職員の比率目標などを目安として長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで町報の中で女性分館長を務められた方のインタビュー記事を掲載することや、G o o l i g h tのおぶせチャンネルなどで「町で輝く！女性たち」と題し、町内で活躍されている女性を特集した番組を制作していただくことなどを広報として行っており、こうした地道な活動を通じて男女共同参画に関する理解度促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

最後、5点目の相談体制につきましては、町で独自に男女共同参画に特化した窓口の設置はしておりませんが、人権相談や心配事相談、行政相談など、各種窓口の中で男女共同参画に関連する相談が寄せられた際には、国や県とも連携しながら丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） そうしますと、あらゆる分野における女性の参画拡大や、それら性別による偏りの解消が必要という認識でおりますけれども、町ではやはり依然として性別の役割分担などにとらわれて、なかなか女性の参画の拡大が進まないとの課題などが、アンケートなどからも見えているということでした。そして、学習機会や教育の充実が必要という見解もいただきました。

私たち、ちょっとここで、政治の場や審議会などの方針決定、そういう過程へ、女性の参画拡大について議会でも課題として捉えて特別委員会等で検討中です。住民の皆さんの声をお聞きしながら環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。

先日、公労連改めシニア連合会の行事に参加しましたところ、議会もクオーター制とか取り入れて議員を増やしたらどうだいという感じで声をかけられて、小布施町の議会の場合は県内でも多い方で、平均よりは上に行っていますよと答えたら、14人中7人が半数なんだから、まだまだ低いという認識じゃなければ駄目だというような、応援みたいなそういうこと

もいただきました。

やはり先ほど答弁で、管理職の課長に占める割合というのは、ご答弁のとおり一人もいらっしやいません。そこで、2点について再質問させていただきます。

1点目といたしましては、従来、昨今、防災対策というものは地震対策が主だったんですけれども、近年では豪雨とか、また土砂災害とか、そしてただいまは感染症など、様々な複合災害が想定されます。日頃から介護や医療職には女性が多く働いていまして、高齢者の要支援者の誘導とか避難所対応など、女性の力は必要だと思います。他市町村には、女性の防災士さんも活躍されています。行政においても、自治会など地域においても、女性のリーダーの育成というのは不可欠だと思いますので、再度お願いします。私も、昨年も同じような質問をして、副町長から答弁をいただいているんですが、なかなか女性という性別にとらわれず昇格などをしているということなので、なかなか進まないのかなというので、何かその辺もまた伺いたいと思います。

2点目、ちょっと前後してしまうんですけれども、学習会とか、そういう機会を増やして充実をというご答弁でしたけれども、推進委員会さんともちょっと今回お話しさせていただいて、その中で、せっかく講演会を開催して内容が若いママたちに来てもらったらよかったのになとか、そういう教育関係のとてもいいお話を開催したんだけど、なかなか集まってくるのは役員さんとかで、そういう学校への周知とか、そういうのはされているのかなんていうような疑問の声も伺っておりますので、できれば周知の方法とかそんなことも、職員の相談体制が限りがあるということだったんですけれども、庁舎内の中でも縦割りではなく、いろんなどころと連携しながら情報交換をして整備していただければなという思いで、2点、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。

1点目の質問に関してなんですけれども、ちょっとすみません、若干私のほうで理解が追いついていないところがあったんですが、いわゆる自治会であるとか、そういう災害が複合化する中で、防災のリーダーのような人材として、女性の育成というものもしっかりと進めていかなくちゃいけないのではないかと、そういうようなご質問という理解でよろしかったでしょうか。違いますか。

○議長（小林一広君） 再度お願いいたします。

○5番（中村雅代君） もちろんそういうのも必要なんですけれども、私のは今ちょっと本庁

内のことで、防災会議とか、そういうものがおきた場合に、やっぱりそういう職場の管理職などに存在していたほうがいいんじゃないかという思いで、ちょっとごめんなさい、そういうちょっと避難所などの様子などもこの頃取り上げられていたので、そういうことです。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） すみません。ご質問を再度、クリアにさせていただいてありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、災害時、やはり男性だけの目線、女性だけの目線、ともに偏りがあると非常に問題があるというふうに思っております。例え話になってしまうんですけども、先日、防災訓練、地震を想定した訓練ということで、14自治会向けに実施をさせていただきまして、その際、同時進行で町の職員の避難所開設訓練というものも国際ホールのほうで行わせていただいて、実際に災害が起きたときにトイレをどう設置しようとか、体育館の中でパーティションをどういうふうに設置しようとか、あとは台風19号を踏まえて、こういう災害のときに避難所開設のキットみたいなものを私たちのほうでつくったんですけども、そういったものを見ていただきながら、いろいろ職員の皆さんからの意見交換等も行っていました。

そういった中で、やはり今回防災の関係でこういった取組をやってきた人間は、私も含めて男性だけだったということもあって、この防災のキットの中で、やはり女性目線だということもあったほうがいいよねとか、避難所の開設の際にはこういうものが必要だよねというご意見も非常にたくさんいただいております。ですので、やはりそういった災害時等を踏まえた取組を進めていく上では、当然管理職の人数ということもそうなのかもしれないですけども、管理職自身がそういった性別、様々な性別だったりとか、性別を問わないような、いろんな多様性に対してしっかりと対応できるようにいろんな意見を聞いていく、それをしっかりと反映させていくということがまず大事だというふうに思っております。ですので、今、例に出したようないろいろな性別、多様性を踏まえた上での対応というものをまずはしっかりやっていくということを一定してやっていきたいというふうに思いますし、防災に限らず、そういったことに関しては取り組んで行きたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤彰人君） では、再質問、2点目の点についてお答えさせていただきます。

学習機会につきましては、委員の皆様からもご意見をいただいたということで、毎年講演会でありますとかフォーラムのほうは開かせていただいているんですけども、ご指摘いただいたとおり、なかなか参加される方が少ないという実情がございまして、そちらにつきましては課題と捉えておりますので、できる限り参加しやすい日時や時間帯に設定することに加えまして、広報も、住民の皆さんはもちろん町の職員の皆さんにも参加していただきやすいような形で行っていきたいと考えておりました。もう10年以上こういった取組を継続しているんですけども、なかなか取組が進んでいかないというところで、そういった学習機会の充実に加えて、それぞれの現状のヒアリングといいますか、そういったところもこれから進めていこうと考えているところでもありますので、その中で、また男女共同参画推進委員の皆様もいらっしゃいますので、そういう皆様の意見を伺いながら、また活動のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 少し期待が持てそうです。

先ほど来より固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進という、そういう観点からも、自治体職員の方はやはりこの頃、コロナ感染症による業務拡大ということで人手が足りないということから、健康不調が重度化する状態を見逃されているのではないかと、とても、現役死亡の方も続いたりして心配しています。やはり特に、男性もそうですけれども、女性は仕事と家庭の両立というのには無理をしてしまうので、せめて管理職とは言わず係長なり、そういう上司に一人でも職場に女性がいてくれたらという思いは、働き方を変えたり、そういう社会をつくっていくのにも大事なんじゃないかと思っておりますので、先ほどゼロ%というものについては、私としては一步でも前進していただきたいので、数年間、行政の組織を見ていると、課長は2年前にいましたが、そこに係長が行くという感じで、そういう、どうも1人から増えない状態ですので、何とか長期的視点ではなく、自治体がお手本になるように、企業に向けてもお手本になるように進めていただきたいので、せめて複数昇格できるような、そういう道筋をつくっていただくということにしていきたいのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再々質問にお答え申し上げます。

今、女性の係長職については、今、中村議員さんおっしゃられたとおりに、いわゆる一般事務には2年前に辞められた課長がいますが、現在は課長、係長ともおりません。今、保育

園の園長さんが一応係長相当職、また保健師で地域包括支援センターの所長が女性ですが、係長職ということで、4名が係長職ですが、全員いわゆる専門職でございます。どうしても一般事務等々の場合、ある程度の知識、経験、そういったものを見たり、またそれぞれ人間的な性格とかリーダーシップ、そういったものを含めて総合的に判断して、そういった管理職に登用しているわけでございます。

年代的に、今、役場庁舎にいる女性職員も、おおむねそういった年代の方が大分、そういった年代の方が該当する方がおりますので、今後そういった方々も当然そういった職に就くべき、ある意味年代に来ております。ただ、年代に来ているからといって、必ずしも、必ずおっしゃられるように係長にしていくか、あるいは課長補佐になるかというのは、これは一概にお約束はできないわけでありまして、例えば、新たな係長になるポストというのはございますので、そのポストに就けるべき人材として誰がふさわしいかということは、これは男だから、女だからということではなくて、やはり今申し上げた、総合的にそのポストに就くべきいろんな資質とか、今申し上げた知識、経験ある方を選任していくということになると思います。ただ、おっしゃるとおり、女性の視点というのがいろんな面でこれから必要になってきますので、そういったものも十分加味して、人事というのは行っていくべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、次の項目について質問いたします。

公有建物災害共済事業について。

去る4月26日、小布施町ワークホームみすみ草で建物が半焼する火災が発生し、1週間後の5月3日にまた火災が起きてしまい、木造平屋建ての事務所兼作業所が全焼してしまいました。

このたびの火災では、近くにお住まいの方々は大変な思いをされたこと、事業所の関係者の方々や利用者の皆様にも謹んでお見舞い申し上げます。また、夜を徹しての消化活動に従事された小布施分署の職員の方、消防団員の皆さんにも敬意を表します。

それでは、一日も早い復旧、平穏を取り戻されることを願い質問いたします。町の指定管理者制度の公有建物災害共済事業の保険について、基本協定など踏まえて伺いたいと思います。

1点目、今回の火災による損害についての給付は、火災原因に関わらず、例えば放火など

とか、そういうようなことにも関わらず、共済金は給付されるのでしょうか。また、支払い限度額や建物経年減価率など、影響などはあるのでしょうか。

2点目、利用者の皆さんは別の同法人施設にて就労できているとのことですが、休業補償はありますか。

3点目、企業費用利益保険への加入はどうでしたか。

4点目、地域活動支援センターですので早期復旧が望まれますが、見通しはどうでしょうか。今6月会議の議案にもありますが、再建事業費として、代替施設にて事業再開との説明がありました。含めてお願いいたします。

5点目、今後の危機管理防災強化についてどのようにお考えでしょうか、見解を求めます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、最初に、町が管理する施設から火災を発生させ、町民の皆さんに、また特に近隣にお住まいの皆さんに大変なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心からお詫びいたします。

それでは、議員ご質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

火災建物は、全国自治協会公有建物共済において最大補償額8,698万5,000円で保険加入しております。火災の原因にかかわらず給付されるものと考えております。建物経年原価率などの設定はございません。

次に、休業補償についてです。小布施町ワークホームみすみ草には、地域活動支援センター6名、就労継続支援B型事業所23名の利用登録者がいらっしゃいます。4月26日の出火直後より翌日からの利用者の日中の居場所確保の検討を行い、どうしても自宅で過ごすことができない4名の利用者は、翌日の27日から老人福祉センター桃源荘大広間に仮設事業所を開設し、通所していただきました。他の25名につきましては、ゴールデンウィーク明けの5月6日まで自宅待機をお願いし、その間に迎え入れる体制を整える準備期間とさせていただきました。

地活利用者を含め25名の利用者については、5月6日までの間、4月27日、28日、30日をお休みいただくことになりましたので、休業補償として1日利用の方は1,000円、半日利用の方は500円の補償を行っております。また、皆勤賞の制度がありまして、この3日間に関しては通所したものとしてカウントされ、対象者には皆勤賞1,000円が追加で支給されております。

5月6日以降は、数名の利用者が同法人の別施設で就労しておりますが、ほとんどの利用

者さんは老人福祉センター桃源荘で普段と変わらないメンバーの中で、不安に陥る方が出ることなく落ち着いて作業いただいております。

次に、利益保険に関してでございます。町としても社会福祉法人夢工房福祉会としても、加入しておりません。

復旧の見通しでございます。利用者さんたちが不安になることなく、利用者同士が険悪になってしまうことがなく、いつもどおりの生活ができるよう、日中の居場所を確保することと並行し、また、地域の方々のご心配に対し、一日でも早い火災建物の撤去に注力してまいりました。指定管理者である夢工房福祉会のご尽力により、地域活動支援センターと就労継続支援B型事業所としての機能は場所を変え、一日も機能を閉じることなく継続できております。町といたしましても、利用者さんが取り組んでいる作業を落ち着いて継続できるように、仮に置いた桃源荘よりも整った環境を用意するとともに、今後は一日でも早く新たな施設の再建を果たすべく努力してまいります。

今後の危機管理防災強化についてです。日中の居場所として町内で建物を借り上げるため、関係者及び関係機関との事前打ち合わせ、準備を進めております。協議の中で、その建物の利用者の中から、建物を取り囲むように防犯カメラや人感センサーライトの設置を求められております。また、施設再建後におきましても、近隣にお住まいの皆様のご不安を除くことは重要であると思っております。防犯対策の強化は利用者や地域住民の安心・安全のためにも必要と感じており、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 手厚く対応していただき、本当にご尽力していただいていることが本当に安心いたしました。

1点、再質問させていただきます。

企業費用利益保険には加入していないということなのですが、休業補償など、割とそういうところに補償するという内容で載っているんですけども、今回はこの休業補償についてはどの制度に基づいて補償されたのでしょうか。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 利益休業補償ということですが、この制度につきましては、町では補償をしておりませんで、指定管理者となっておる夢工房福祉会さんのほうで対応していただいております。したがって、どの制度を活用したかについては、申し訳ありま

せん、今把握しておりません。申し訳ございません。

今後、こういったことがないように十分注意するとともに、また業務がストップすることのないように、再建に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） ご苦労様です。通告に従いまして、1項目の質問をいたします。

小布施町の温室効果ガス排出量削減はについて。

新型コロナ禍対処の大変な毎日ですが、我が小布施町が全国に先駆けて、令和2年8月20日に前町長が名古屋大学支援の下に脱炭素を目指し「世界首長誓約／日本」、気候変動抑制に関する国際的な協定、COP21パリ協定に署名し、CO₂温室ガス削減再生可能エネルギーの推進を進めております。

そして、次世代型インフラの実現に向けて、Goalightや自然電力株式会社と令和2年9月23日に包括連携協定を締結、また、町並み町並みや環境を配慮したソーラーパネルを町の施設に設置するなど、町が自律分散型次世代インフラの検討を進めていくとの方針をもって、先進国のフィンランド国トゥルク市の取組を長野市と小布施町が視察に行っております。

長野県でも、2030年度、令和12年度には、2010年度に比べ60%温室効果ガス排出量を削減する数値目標を正式に決定するとした。これらの対策効果として、太陽光発電、小水力発電、また住宅の断熱化ほかを推奨することです。

そこで、質問いたします。

1つ、我が小布施の町民の皆さんへの周知として、パリ協定署名の必要性和CO₂温室効果ガス排出量削減とは何かについて、具体的な説明をお願いします。

2、これらを小布施町が今後進めていくための指針はどのようなものなのか。

3、連携協定を温室効果コンサルタント、IT産業（東京都港区）と結んでいると聞か、

町が推進していくための必要性は何か。

以上、答弁を求めます。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 福島議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、温室効果ガスの排出削減は世界的な至上命題となっており、2015年に採択されたパリ協定は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を掲げています。温室効果ガスとは、二酸化炭素、CO₂やメタンなどの気体のことを指し、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温を上昇させる効果があるものです。大気中の温室効果ガスの濃度上昇に比例して、地球の平均気温も上昇することは分かっています。

国際的な専門家で作る気候変動に関わる科学的な研究や提言を行う政府間機構、IPCCによれば、世界の平均気温は温室効果ガスの影響により19世紀初頭の産業革命前から既に約1度上昇しており、このまま排出量が続けば2030年から2050年の間に現在比でさらに0.5度気温が上昇、2100年には現在比約4度上昇する可能性が指摘されています。

IPCCでは、最近でも世界の気温上昇を産業革命前から1.5度に抑えるための提言を行っており、その実現には、世界の温室効果ガスの排出量を2030年までに45%カットし、2050年までに実質ゼロにしなければならないとしています。ここで言う実質ゼロとは、化石燃料等の使用による温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量の差し引きがゼロになることを示しており、排出量削減策には省エネ施策の推進や再生可能エネルギーなどの利活用により、私たちの暮らしから排出される温室効果ガスの排出量を削減していくことに加え、森林の保護や新たな植林事業などの推進も含まれています。

気温上昇は、令和元年東日本台風のような、これまでにない大規模な災害発生リスクの増大はもちろん、農作物の生育環境への打撃、感染症発生リスクなどの増大など、私たちの日常生活に直接的かつ壊滅的な影響をもたらす可能性があります。小布施町のような小さな町においてもその影響は甚大であり、全ての自治体、事業者、そして住民一人一人がパリ協定を踏まえた積極的な取組を推進していく必要があると考えています。

町では、上記のような認識の下、昨年度より総務課内に環境分野における町の現状分析や施策検討、計画策定に取り組む総合計画推進室を設置し、昨年は名古屋大学などの専門機関に協力をいただきながら、小布施町における温室効果ガス排出量の分析に取り組んできました。環境省の推定値を踏まえた分析の結果、例えば1番として、町内からの排出量の約33%

は自動車起源である。2番目として、家計分からは約16%が排出されている。3番目として、事業者から排出される温室ガスが町全体の約14%となっていることが推定をされまして、排出量削減に向けて重点的に取り組むべき分野が見えつつあります。

また、行政部門から排出されている温室効果ガスについては、施設における電力、ガス、灯油等の使用量から実績値を計算をいたしました。その結果、行政部門からの排出量は町内事業者部門からの排出量の推定値のうち約23%、これはCO₂にして年間2,075トンを占め、行政部門からの排出量のうち約44%は上下水道施設における電力使用起源となっていることなどが分かってきました。

現在は、これらの分析の周知に向けた準備や分析結果を踏まえた課題の整理に取り組んでおりますが、長野県の排出削減目標を踏まえながら、まずは町の温室効果ガスの主要な排出主体の一つである町役場が率先して排出量削減に取り組むことを前提に、事業者や町民の皆さんにも分析結果を積極的に公表、共有し、一緒に議論する場をつくってまいりたいと考えています。また、こういう場づくりを経て、排出量削減の具体的な目標設定とその実現に向けたアクションプランの策定に取り組み、今年度中には、その成果を気候エネルギー行動計画に取りまとめ、町の方針として発信していく予定です。

3番目にご質問いただきましたIT企業、シグマクスとの連携協定につきましてご説明をいたします。

小布施町は、総合政策推進室が町側の窓口であり、令和2年9月に株式会社シグマクス、自然電力株式会社、株式会社G o o l i g h t の3社と次世代型インフラの実現に係る包括連携協定を締結し、協定に基づき各種調査や施策検討を進めております。

本協定は、特に生活環境にはなくてはならない上下水道インフラ、電力インフラ、通信インフラの3つのインフラを対象に環境配慮、災害への強靱化、持続可能な経営、地域文化との共生の4つの視点を大切にした持続可能な次世代型インフラの在り方を検討し、相互に連携して、この実現化に必要な施策策定を目指すものであります。令和3年9月には、この成果をレポートにまとめて公表する予定であります。

このうち、特に上下水道インフラにつきましては町が管理主体でございまして、今後老朽化した配水池、管理網、管路網、ポンプなど、莫大な更新費用がかかることが想定されること、令和元年東日本台風の災害のような災害発生を見据えた強靱化を図る必要があること、上下水道施設が町の主要な温室効果ガス排出施設となっていることなどから、重点的な検討が必要であると考えています。

株式会社シグマックスにつきましては、町が一昨年からインフラ更新の効率化や環境対応の検討を進める中で、自治体や事業者を集めて開催されたインフラに関わる勉強会でご縁をいただき、特に水道インフラの分野で専門的なアドバイスをいただいております。昨年事業者選定が行われた低区配水池更新事業でも、委員の一人としてご助言をいただくとともに、現在は町の水道ビジョン策定にもアドバイスをいただいております。包括連携協定も含めて、町のビジョンや次世代インフラの重要性に共感をいただき、社会貢献事業としてプロジェクトに関わっていただいております、今後も継続的に協働していく所存でございます。

以上になります。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの答弁をお聞きし、2つほど再質問をさせていただきます。

1つは、もう既に始まっているCO₂温室効果ガス排出削減については、長野市を中心とする広域連合の一員として、小布施町はどのように関わっていくのでしょうか。

2つ目として、各個人やそれぞれの住宅において削減目標を考えると、太陽光発電や深夜電力蓄電設備、また住宅の断熱化等があります。町が目標に向かってさらに推進をするために、これらを推奨していくことになっていくと思いますが、それぞれに対して補償金制度はいかがなものなのできょうか。2030年度に向かつての考えをお聞かせください。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 広域連合につきましては、担当からまた説明をさせていただきますが、町のいわゆる住宅の支援につきましては、これはやっぱり非常に検討すべきところでございます、というのも、例えば長野県としては全ての住宅の屋根に太陽光パネルをというフレーズも出しておりますが、果たして小布施町の景観について、それがいいのかどうかと、これはやはり一つ検討すべき課題だというふうに思っております。当然、その風景を壊さないというのはまず考えなくちゃいけませんので。ただ、見えない部分の断熱ですとか、その辺につきましては十分検討する価値はあると思っております。ですので、小布施町のまちづくりも含めて、この辺のCO₂削減につきましては十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小林一広君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤彰人君） 1点目の広域連携に関するご質問についてお答えさせていただきます。

広域連携についての環境面での取組ですが、現在、長野地域を中心とする長野地域連携中

枢都市圏、こちらは長野広域連合と同じ長野市周辺9市町村で構成されております枠組みでございしますが、そちらの中で環境事業の取組を行っております。

具体的なものとしましては、今年の2月に電気自動車を活用した災害連携協定というものを結びまして、こちらはそれぞれの自治体で抱えている電気自動車などを、もしほかの地域が被災した場合には、ほかの自治体に融通し合うというようなものでございしますが、そういったものを行っております。まだまだ全般的に環境の面で、CO₂削減に向かって統一の目標を掲げるというような段階には至っていないところなんですけど、定期的にそういった会合の中で環境面の取組を進めているところですので、このたびも長野市さんがSDGs未来都市という、国の認定している環境に先進的に取り組む自治体さんのほうに応募されたというふうなのを聞いておまして、そういったところとも連携しながら、また環境面の取組を、特に広域連携ですと、広域でなじむ事業となじまない事業というものがいろいろあるんですけども、環境面というのはまさにそれぞれの自治体が個別でやるよりは、地域として取り組んでいるのに適した事業でもありますので、ほかの自治体さんの先進的な取組も学ばせていただいて、また小布施町でも行っている事業なんかも、ほか自治体さんの参考になるかと思っておりますので、そういった面で連携して取り組んでいきたいと思っております。

○6番（福島浩洋君） 質問終わります。

○議長（小林一広君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。

会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開し、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。
ご苦労様でした。

延会 午後 2時54分

令和3年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第3号)

令和3年6月11日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員(1名)

11番 関谷明生君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	須藤彰人君	企画財政課幹	畔上敏春君

健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長 補佐	鈴木利一君	建設水道課長 補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11番議員、関谷明生君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

益満健康福祉課長補佐から、会議のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小林一広君） 最初に、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、防災士の養成と資格取得のための補助をということで質問させていただきます。

災害は忘れた頃にやってくると言われたのは、はるか昔の話で、考えたくもありませんが、台風19号のような災害が再び発生するやもしれません。町では19号災害の経験を踏まえ、千曲川右岸堤防大型土のうの設置、国土強靱化計画の策定、長野高専との防災まちづくりの推進など、事前の災害想定や対策を強化しているところですが、町民の防災意識の高揚を図り、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上を目指し、防災士の養成を図ることが必要と考えます。

防災士は、日本防災士機構が認証する資格で、指定の講座を受講し試験に合格した後、救急救命講習を受けると取得でき、自治会での地域住民への日頃の防災・減災意識の啓発や防災訓練などにおける貢献、さらには災害時における避難誘導、避難所の開設・運営における行政の支援などを担うことが想定されています。

防災士の資格は、1995年の阪神大震災の教訓を踏まえ、災害時に地域で活躍でき、行政の支援ができる人材を育成しようと2003年に創設されたもので、その後も東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨などの大災害が相次いだことから資格取得者数が増え、現在、全国で20万数千人となっており、長野県においても2,800余人が取得しているということです。また、災害発生時に資格を生かしたり、地域の防災訓練に貢献したりといった活躍を受け、資格取得を後押ししようと助成制度を設ける自治体が増えているということです。

長野県においては、正確な実態は調べ切れませんでした。長野市、千曲市、佐久市、伊那市、諏訪市、長和町、池田町、下諏訪町、南箕輪村など、河川の氾濫による水害、活断層が走り地震が心配な市町村などが助成制度を導入しています。須坂市においては、今年度から207万円を予算化し、補助金の額は10分の10以内の3万5,000円を限度として制度化しました。

現在、各自治会には自主防災会が組織されています。自治会によっては異なるかもしれませんが、会長は区長が兼務し、情報連絡、消火水防、救出救護、避難誘導などの担当も原則1年ということで、その経験が継続しません。そういった意味においても、防災士のような

災害時における地域リーダーの必要性を感じるところです。

そこで、防災士の必要性を検討し、養成を図る考えはないか。資格取得を容易にするため、必要な経費を補助する考えはないか。

以上、見解を伺います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、私のほうから、関 良幸議員の防災士の養成と資格取得のための補助をという質問に対しての答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、防災士の資格は、公的な支援が壊滅的な打撃を受けたことにより、地域の自助・共助での支え合い・助け合いによる被災者救助・支援が全体の9割以上を占めたというふうに言われております阪神淡路大震災の教訓を踏まえまして、災害時に地域で適切に活躍できる地域防災の専門人材の育成を目指して創設されたものというふうに、私どものほうでも把握をしております。

防災士資格を取得するには、警察官や消防士等のこういった消防等に関わる現職などへの特例措置、こういったものがありますが、それを除きましては、一般的に、まずは日本防災士機構が認証した研修機関が実施をしている防災士養成研修講座、こちらは、一般的には受講料で大体5万円前後ですが、こういったものを受講する必要があります。その上で、日本防災士機構が実施をする防災士資格取得試験、こちらは受験料が3,000円ほどとなっておりますが、こちらを受験・合格し、さらに、全国の自治体や日本赤十字社等が主催をしております救急救命講習、こういったものを受けて、その修了証を取得することが求められております。こういったプロセスを全てクリアした上で、防災士認証登録申請、この申請料は5,000円ほどになります。こういった申請をすることで、晴れて防災士の資格を取得できるという形になっております。

最初のステップであります防災士養成研修講座は、防災や災害対応の専門家を講師として、集合研修の形式で実施をされるものになります。こちらは、防災士教本に示す21項目のうち、最低でも12項目以上を履修する必要があるとしまして、履修していない項目についても、後ほどレポート等の提出が義務づけられておりますので、最短の日程であっても2日間以上、私たちのほうで調べたところによりますと、3日から4日かけて実施をしているようなところが多いというふうになっておりました。

また、次のステップであります資格試験については、集合研修の最終日に同じ会場で実施をされることが多いようですが、最後のステップである救急救命講習は、これらとは別日程になりまして、心肺蘇生法とAEDを含むような3時間以上の内容というものが対象となっております。

日本防災士機構のホームページによると、現在、長野県内で養成研修講座を実施している機関は松本大学のみとなっております、長野県をはじめ自治体で実施しているところは、ホームページ上でいいますと、ありません。しかし、県外の他市町村の中では、市町村の総務課等防災担当課が窓口となりまして、防災士機構から認証を受ける形で独自に養成講座を企画し、地元住民への養成研修講座及び資格試験を実施しているところもあるというふうに把握をしております。

令和元年東日本台風災害台風19号など、昨今甚大化する、激甚化する災害発生を踏まえ、近隣市町村でも防災士の資格取得を後押しする補助制度を行っているような自治体が増えていくということは、町としても認識をしております。防災士のような専門知識を得た地域住民の皆様が災害時にも地域で活躍していただくことが、町としても理想的な状態だというふうに考えておまして、議員からのご提案を積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

一方で、既にご説明申し上げたとおり、資格取得には金銭的なハードル以上に、やはり研修や試験を受けられる場所であったり、時間的なハードルが非常に高いということで、補助制度の創設だけで、ほかの試験会場でしっかり受けてくださいというような形では、なかなか資格者増加につながるのか、非常に大きな懸念があるかなというふうに思っております。ほかの県の市町村で実施しているように、防災士取得に向けた養成研修講座とか、そういった試験の受講を小布施町内で受けられるような仕組みも含めて、具体的に検討していきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 前向きな回答であると理解させていただきます。

今、防災士資格取得に際して、その手続や受講料や試験受験金額、さらには研修講座で履修する講座の必要性などを事細かに説明していただきました。私もこの一般質問をするに当たり、様々な媒体を調べまして、それらの金額や資格取得に至る流れなど把握していましたが、時間がかかる煩わしい冗長な質問にならないように、あえて制度の概略だけで質問させ

ていただきました。

長野県内では、養成研修講座を実施しているところは松本大学だけだということも承知しておりまして、須坂市も松本大学の受講を前提としていることも、防災担当の方からお聞きしていました。ただ、そのとき、松本まで何日も通うのは少しネックだなということも思っておりまして。他の市町村では、東京での受講を想定して、それにかかる旅費や宿泊料まで補助しているところもありました。

今お話のとおり、研修講座や試験の受講を町で独自に企画し、資格取得を目指す町民が同時に受講するという考え方は、受講しやすくなりますし、最少経費で最大効果が得られる案だというふうに評価したいと思います。

以上を踏まえ、3点、再質問します。

1点目ですが、仮に町内で同時受講・同時受験したとしても、受験料や申請料などの経費はかかるのではないかというふうに思います。全て何もかも補助という考えにはくみませんが、資格取得を容易にするためには、ある程度の補助も必要と考えます。その辺のところは、これからの検討なのかもしれませんが、どのように考えているのかお聞かせください。

2点目ですが、町民の皆さんに防災士の必要を理解していただき、資格取得を促すには、単に町報や広報おぶせなどで知らせるだけでは、効果は期待できないというふうに思います。行政側から積極的に、現職の区長や、また区長や議会議員経験者、さらには防災に関する知識や経験をお持ちの消防団OBの方、それから、昨日、中村雅代議員の質問にもありました避難所における女性の視点の必要性などを考えたときのリーダー性のある女性などへの積極的な行政からの働きかけが必要なのではないかというふうに考えますが、これについての考え方もお聞かせください。

3点目ですが、防災士の資格取得に関しては、一時期、本来の防災士の在り方から外れ、自らの生涯学習の一環として資格取得のみを目指し、その後の活動につながっていないこともあったようです。これでは本末転倒で意味がありません。やはり町の何々の補助を受け資格取得を目指すには、地域防災リーダーになるというある程度の覚悟も必要です。それには、資格取得後の防災士としての活動指針、活動要綱、また、補助金を出すのであれば補助金交付要綱などの制定が必要と考えますが、これもどのようにお考えでしょうか。

以上3点伺います。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。3点ご質問いただきましたので、

一つずつお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の、もし町内等で実施をする場合の申請料であったりとか受験料というような、そういった費用まで含めて、どう考えるのかというようなことだったかと思いますが、これに関しては、議員おっしゃっていただいたとおり、これからの検討という形になりますので、具体的にここまでを補助として見るべきだというふうに考えている等の詳細な答弁というのは、ちょっとなかなか難しい部分もあります。

ただ、ほかの市町村の事例等を調べさせていただく中では、基本的には研修の講座自体を町が実施をして、その部分というのは全て見ると。これ自体、実際に受講すると4万9,000円、5万円ほどかかるというふうなところになりますが、ここを町側がしっかりと見て、実際に自分の資格取得につながるような申請料等の費用というものはご自身で見てください、そこは希望制にしているような自治体というのが非常に多いというふうに把握をしております。こういったところの考え方等も踏まえながら、やはり全てということは、なかなか難しいというふうには思っておりますけれども、あるべき姿というものを考えながら検討していきたいというふうに考えております。

また、2点目の町報や広報だけでこういった講座のPRをするだけでは、なかなか受講につながらないのではないかというふうなお話だったと思っておりますけれども、その点に関しては全く同じように認識をしております、やはりこれは、3つ目の質問にも関わりますけれども、出口戦略というか、実際に資格取得をしていただいた方にどのように活躍していただくのか、その資格取得を通じて得た知識をどういうふうに地域の防災に生かしていただくのか、そういった視点も非常に重要だというふうに考えておりますので、これは②、③の質問を兼ねてになりますけれども、これは自主防災会全体の組織の在り方の見直しであるとか、女性防災クラブの見直しも含めて、そういった組織の中で、防災士というものをどういうふうに生かしていくのかということ、全体的な議論になってくるというふうに思いますので、そういったところに関して、議員のお知恵もいただきながら、ぜひともあるべき姿を検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） 積極的に検討していただくという回答をいただきましたが、制度設計を早急に進めて、少なくとも令和4年の予算には反映するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

今、私のほうで言えることとしましては、しっかり前向きに検討したいということとして、これは令和4年の中で予算化するかどうかというのは、またちょっと別の議論かなというふうに思っておりますので、そこに関してはちょっとご容赦いただいて、しっかりとまずは検討させていただいて、その結果をご報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） 通告に従いまして、4点につきまして順次質問させていただきます。

まず、1点目として、防災アーカイブと災害支援基金の設立についてであります。

2019年10月12日から13日にかけて、東海と関東甲信越、東北地方を襲った令和元年東日本台風19号は、各地で河川の堤防の決壊や氾濫による浸水、土砂崩れなどが多発し、甚大な被害をもたらしました。

長野県では、長野県流域におきまして多くの被害が出ました。まさかと思っていた千曲川の越水による堤防の決壊が私たちの対岸である長野市長沼地区で起こり、瞬く間に赤沼・豊野地区、古里地区が濁流にのまれていきました。後に検証された防災専門の大学の先生は、もし長野市側に決壊が起きなかったならば、小布施側に決壊が生じていたことは確かですと言われました。小布施町の側は決壊はしませんでした。大島自治会、飯田自治会、山王島自治会、北岡自治会など、千曲川の越水による被害は、農作物はもとより家屋への浸水など、甚大なものとなりました。

この間、小布施町では、国・県と一体となって、生活の再建に向けた支援策、農業の復興などの施策を行い、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトによる千曲川の復旧工事や土手のかさ上げ工事、松川の河床の土砂の撤廃作業などをやってきておりますし、現在も行われていることは承知しております。

こうした状況を見聞するに当たり、私たちの記憶はまだ残りつつも、少しずつ薄れていくということはあると思います。しかしながら、町では2019年11月8日付で町報おぶせ号外を出し、被害が及んだ地域の写真を時系列的に掲載されました。

そこで、お伺いします。

町としては、今後水害を防ぐために、また災害時の対応などのために、台風19号災害での対応の検証・記録を残すことは必要なことと思います。この水害な貴重な記録・経験を後世に残すため、いつ、どこで、なぜ起きたのか、そして町は、自治会は、消防は、町民の皆さんはどのような行動を取ったのかを検証し、教訓としていくということが大切なことだと思います。

当時の記録を時系列にして、各機関（行政、自治会、消防）などの行動を様々な角度から多角的に検証し、今後の自然災害に対する危機管理の観点から、この記録を冊子などにして町民に配布して周知していく必要があるかと思います。長野市や長野市社協も作成しておりますし、松代や赤沼の市民グループも作成し、小・中学校に配布しているとあります。冊子などにして町民に配布する等のお考えはありますでしょうか、お伺いします。

あと、2点目として、近年の自然災害に関連して、国も県も災害に遭われた住民の方に対しての支援があまりにも少ない金額、そして手続が細か過ぎたり、災害基準に照らしてふるいにかけて支援が受けられないなど、生活再建をしたくても、なかなか前に進むことができないといった状況にあったと思います。そのような場合を想定して、町では自然災害の被害に遭った方々を支援する基金の創出をすることが必要になっていると考えますが、検討できないかお伺いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから、議員ご質問いただいたところの1点目の質問につきまして回答させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、令和元年東日本台風災害について、災害発生日前後での町、自治会、消防、また社協等も含めて、そういった組織と町民の皆様の行動を振り返りまして、今後の自然災害に対する危機管理対応に生かしていくということは、町としても非常に重要な課題であるというふうに認識をしております。

そういった認識の下、令和2年度から計画期間がスタートした第6次総合計画がありますけれども、その中でも基本計画5の環境・防災・インフラという項目におきまして、災害に

強いまちづくりへの取組の一つとして、台風19号の検証と災害想定・対策の強化、これを明記させていただいております。

町では、令和元年東日本台風の直後に町報の特別号として、台風災害の概要を全戸配布させていただくとともに、令和元年12月には、全町民を対象として、災害時の避難行動に関するアンケート調査を実施しまして、令和2年7月に、その結果を自主防災会総会で共有をさせていただくとともに、町のホームページや町報おぶせの特集記事として発信をさせていただいております。

アンケート調査への回答では、水害発生時に逃げるべき指定避難所が分からなかったりとか、自宅が浸水想定区域の中にあるか分からなかったというような回答が多数あったことから、令和2年度の防災訓練からは、千曲川沿岸の自治会の訓練を水害を想定した防災訓練に切り替えるとともに、各自治会の公会堂で役員の皆さんにお集まりいただきまして、水害時の自治会ごとの避難場所や警戒レベルごとの避難行動の指針を共有してまいりました。

また、そういった情報を踏まえて、災害時に各世帯がどのように避難行動を取るべきなのか、時系列に家庭ごとにまとめた我が家の避難計画、こちらはマイ・タイムラインというふうにもありますが、その作成講習会を併せて実施をしてきたところになります。加えて、昨年10月には、千曲川に加えて松川の浸水想定区域を記載したハザードマップを作成しまして、全戸配布をさせていただいたところでもあります。

一方で、災害時の町職員の動き方につきましては、総務課内で当日の動き方や、そこで生じた問題点等を振り返りまして、新たに水害時の職員行動マニュアル、こちらは災害時職員行動マニュアルというのは以前からつくっていたんですけども、水害時に特化した行動マニュアルというものを作成しまして、参集のタイミング、職員が集まるタイミングであるとか、そういったことについて研修の中で共有をさせていただくとともに、組織としてのタイムラインの修正にも取り組んでまいったところでもあります。

そのほか、消防団や小・中学校とも、さきの災害を踏まえて、災害時に、いつ誰が鍵を開けるかとか、そういった連携方法について相談をさせていただいておりますが、これらの振り返りについて分かりやすい文章としてまとめて、組織内や連携機関に浸透させるということまでは現状、十分ではないかなというふうに思っております。

議員のご指摘を踏まえまして、さきの台風のような災害が発生した場合に、町職員はもちろんなんですが、町職員だけではなくて、それぞれの機関がどのように連携し、どう動くべきなのか。また、そういった連携の方法を住民の皆さんに分かりやすく伝えるというような

ことを、今年度中にお示しできるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど、災害アーカイブというような言葉もありましたけれども、今年度から長野県と信州大学が連携しまして、「猪の満水災害デジタルアーカイブプロジェクト」というふうに題しまして、そういった災害時の写真等のアーカイブというもののプロジェクトがスタートしております。こちらでは、住民の皆さんも含めて、台風19号災害の様子を収めた写真のデジタル収集であったりとか、被災した住民の方へのインタビュー動画の収集、こういったことに取り組むとしております。

災害時の記録収集は、重要なテーマの一つであるというふうに考えておりまして、町にも信州大学からプロジェクト協力の打診が来ております。今後、こういったことに関しても、どのように連携が可能か検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（小林一広君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、私から、基金の創設についてお答え申し上げます。

まず、今、災害が発生した際に、どのような被災者支援が行われるかということで申し上げます。

被災者へは、主に災害救助法と被災者生活再建支援法に基づきまして支援が行われます。

災害救助法につきましては、災害発生直後の生活維持のための施策でありまして、損壊した住宅の応急修理費用、民間賃貸住宅の家賃や敷金、被服、寝具及び身の回り品等、生活必需品購入の支援でございます。台風19号災害におきましては、被災者の皆さんがこれらの支援を受けられました。このほか、避難所設置に係る費用、避難されている方への食費、医療費や学用品購入に係る費用も対象となってきます。

なお、支援にはやはり基準がありまして、例えば住宅の応急修理は59万5,000円が上限となっております。家賃等は世帯人数によって、生活日常必需品は住宅の損壊程度や世帯員数によって限度額が定められております。

被災者生活再建支援法は、生活基盤に著しい被害を受けた方の生活再建を支援することを目的としております。支援金には2種類ありまして、一つは住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金になります。全壊・解体・長期避難が100万円、大規模半壊が50万円です。これに加えまして、住宅の再建方法に応じて支給されるのが加算支援金であります。住宅の建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借は50万円でありまして、台風19号災害におきまし

ても、該当生活世帯に支給されました。

なお、令和2年12月から法改正によりまして、支援の対象外であった中規模半壊につきましても、賃借が25万円、補修が50万円、建設・購入は100万円の加算支援金が支給されることとなりました。

台風19号災害では、被災者生活再建支援法の対象とならなかった住宅の損壊程度が半壊の世帯に、信州被災者生活再建支援制度補助金交付要綱に基づきまして、長野県と小布施町から25万円ずつ、計50万円の支援金が支給されました。さらに、長野県では災害見舞金交付の要綱を策定いたしまして、災害程度が半壊以下の準半壊及び損害程度が10%未満の世帯に災害見舞金として、長野県が5万円、町が5万円、合わせて10万円を支給いたしました。

こうした支援金や見舞金とは別に、全国から長野県に寄せられた義援金の小布施町配分と当町への直接の義援金、合わせて3,342万円余りを被災の程度に応じまして、被災された59の世帯に支給させていただきました。また、町社会福祉協議会から、災害の復旧・復興のために1億円のご寄附を頂き、そのうち7,290万円を被災された家の災害見舞金として支給いたしました。

このように、被災された皆さんへは国・県、市町村などからの支援金や見舞金が、そして、全国の皆さんからは寄附金や義援金が届けられ、被災者の皆さんの生活の維持、生活再建のための支援が行われてきております。

ご質問は、生活再建のための基金創設ということであります。地方自治体が被災者の生活再建の支援を行う場合、単独の施策としては災害見舞金というようなことになると思います。昨年3月から7月にかけて、ある新聞社が実施しましたアンケートによりますと、台風19号災害で被災した14都道府県390の市町村のうち6割に当たる250の自治体が、災害見舞金の制度を設けておりました。見舞金は被害の程度によりまして、1世帯当たり20万円から数万円の範囲であります。恐らくこれは、災害見舞金制度の要綱を新たに創設して行ったものと思われる。

仮に見舞金を支給するとした場合、ご提案のように基金を創設しておくことも一つの方法とは考えられます。しかしながら、被災者の生活再建のための資金は、生活再建の支援の趣旨から、少なくとも基金といたしますと、数千万円程度を積み立てておく必要があると考えられます。基金は目的基金でありますので、被災者の支援以外には取崩しができません。災害はいつ発生するか分からず、長期間災害がないことを望むものですが、その期間、基金は積み立てたままとなります。予算編成で、やはり歳入不足が続き、歳出に充当したい財源を

少しでも多く確保したい当町の財政状況では、こうした基金を設けることは財政運営上は避けていきたいと考えております。

令和元年度台風19号災害からの復旧・復興のため、町では財政調整基金を取り崩しております。財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡の調整とともに、予期しなかった経済不況によって大幅に税収が不足し、あるいは大規模な災害などにより多額の支出が必要となるなど、不測の事態に備えて積み立てておく基金であります。

したがって、大規模災害により多くの皆さんが被災し、先ほど申し上げた公的支援のほかに、町として、例えば災害見舞金の支給をすることとなった場合には、財政調整基金を取り崩し、その財源を確保していきたいと考えております。

なお、当町の財政調整基金残高は、県内同規模の町村と比べると、やはり少ない状況であります。今後、いざというときに備えまして、財政調整基金の残高をより増やすよう、堅実な財政運営に努めていきたいと考えております。

なお、ご指摘ありました非常に少ない支援ということでございますが、現状ではやはり、どうしても一定の支援の枠の中に収まってしまうということでご理解いただければと思います。

また、手続きが面倒ということでございまして、直接我々、被災された方からそういったお声をお聞きしておりませんので、もしそういったお声がありましたら、直接どんなことかお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 再質問させていただきます。

アーカイブと冊子についてですが、今年度中に検討をということでしたが、小・中学校、次世代の子供たちに対しても分かりやすいように策定していただくということを、ぜひ中心にといいますか、また別冊でもいいので、作っていただくというようなお考えはありますでしょうか。

また、今の災害被災者の支援金のほうですが、手続きがちょっと面倒だったということは聞いてはおりますが、できればそこら辺のところについては、手続等についての丁寧な説明等があればいいなとは思っておりますが、支援金のほうについても増額するというようなお考えはありますでしょうか。

2点お願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから、1点目のご質問への回答をさせていただきます。

まず、ちょっと私の答弁の中で1点、少し分かりづらい部分があったとしたら、大変申し訳なかったんですけども、議員のご質問にあるような中で、記録を冊子にして町民に配布していくというようなご提案というか、ご質問であったと思いますが、まず、私たち自身が町として、一番重要なミッションというか、災害に対応しなければいけないこととしては、やはり災害時に人の命を守る、住民の皆さんの命を守る、これが一番の重要な目標、目的だというふうに思っております。

そういった中では、まず私たち自身が取り組むこととして、災害があった際に、それぞれの組織、例えば消防団、町、社会福祉協議会、そういったいろいろな組織が、どういうふうに連携して動いていくのか。これを過去の振り返りを踏まえて、台風19号の反省を踏まえて、しっかりと分かりやすい文章にまとめていくというところが、まず最初の優先事項だというふうに考えておまして、その点について、今年度中にしっかりと分かりやすくまとめて、やっていきたいというふうに考えております。

これを広く町の方にどういうふうに周知をしていくのかということは、またこれは別の話でもありますし、これに関しては、ちょっとやり方も含めて、これは今年度中になるのか、それともちょっと、まだ予算もない話でもありますので、分かりやすい冊子の作成も含めて、次年度に検討するのか等も含めて、またご相談させていただきながら、検討していきたいというふうに考えています。

その上で、小・中学校に向けて分かりやすい冊子を、分かりやすいような共有をということではありますが、昨年度も防災教育の一環で、当時の地域おこし協力隊のメンバー、また私たち防災部局のメンバーも含めて、複数回にわたって小学校での防災教育の授業を担当させていただきながら、実際に災害が起きたときにどういうふうにすべきかであったりとか、避難所ではこういうことをやるんだよというような、そういったいろんな場を提供させていただいてきております。そういったことを通じて、台風19号の振り返り等についてもぜひ、それが冊子になるのか分からないんですけども、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

町として単独で被災者支援に支出やお金というのは、先ほど申し上げました信州生活再建支援法、この関係で、長野県と一体となりまして、1世帯当たり25万円を町としては単独で支出しております。また、災害見舞金ということで、県で19号災害に際して設けた見舞金制度、これも単独で5万円ということで支出をしております。

基本的には、いろんな支援金というのは、今申し上げたいろんな法律の中で、しっかり金額も定められておりますし、先ほど申し上げましたとおり、国のほうも中規模半壊程度ということで、今までは対象にならなかった被害程度の方にも新たな支援金制度を設けております。

今、やはり実際の事務というのは、ほとんど町が、そこら辺の財源というのは国や県なんですけれども、それを支払う事務というのは、実は町が、全部職員がやっておるわけでありまして。ですから、まず町としたら、そういった制度にのっとりまして、抜かりなく該当世帯にしっかりと支援金が行き届くようにしたいと、それが町としたら、一つの責務だと思っております。その上で、県等とのお話もありますので、それと一体となって、支援金については、被災者生活再建支援法のシンシを見ましても、基本的には町が出すことが条件なんです。町が出すから、じゃ県も25万円出しましょうという制度ですので、そこはしっかりと制度として成り立っておりますので、出していきたいということで、援金の額云々については、ちょっと今ここで上げるということは、確約ということではできませんが、そういった制度に乗った中で、まず小布施町としたら、活用できる制度にのっとり、しっかりと支援をしたいと考えております。

また、手続については、今ご提案があった、いろんな振り返りがあるわけですが、もう一度、町としましても、いろんな手続を今申し上げたとおり取ってきておりますので、事務的な点は振り返ってみなければいけないと思いますが、やはり逆に具体的に、こんな点が非常に面倒だったというようなお声があれば、ちょっとお聞かせいただければ非常に、事務的にもこういった点を変えていきやすいということで分かりやすいので、またうちも、その点考えてみたいと思いますが、ぜひお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、2点目の質問に入らせていただきます。

脱炭素社会実現に向けての小布施町の取組はということで、2点ほど質問させていただきます。

ます。

小布施町は、世界首長誓約を交わし、既に町内の二酸化炭素の排出量などが調べられ、排出ゼロに向けて有効な削減計画を立てる段階に入ったところと承知しております。

その中、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記した改正地球温暖化対策推進法を制定しました。改正地球温暖化対策推進法では、地方での再生エネルギー普及促進が柱となっています。市町村の実行計画には、再生エネルギー利用促進などの施策と実施目標を定めるよう努めることとしています。

また、太陽光や風力発電の建設をめぐるっては、景観破壊や騒音などを理由に業者と地域住民とのトラブルが相次いでいるため、自治体が建設計画に関与できる仕組みとして、自治体が発電施設を誘致する促進区域を定めるよう努めることとしています。促進区域を設定し、住民と事業者が事前に協議して合意が得られた計画を認定できるようにするということが、当町ではどのように考えておられるかお聞きします。

1つ目として、太陽光発電ソーラーパネルの建設計画では、地域住民と業者間でのトラブルなどの事例では、富士見町での境メガソーラーの建設計画に地域住民の反対がありました。湧き水への影響、景観への影響被害の観点から、区の総会ではほぼ全員一致で反対決議があり、業者は撤退しました。諏訪市四賀に建設予定であった四賀メガソーラー建設事業については、2020年6月に事業者が撤退をしました。湧き水問題、建設による土砂処理による土砂災害の危険性などがあり、地域住民が反対をしました。

県の環境アセスメントの手続とは別に定められた林地開発制度では、開発業者が事業で影響を受ける住民や団体に十分に説明し、地域の区長か代表者の同意を押印したことを証明する説明経過概要書の提出が必要です。その対象地区に、諏訪市と茅野市を指定しました。業者は撤退理由を明らかにしていませんが、住民の同意を得るには至らなかったのだと思われます。

メガソーラーの問題だけでなく、耕作放棄地にソーラーパネル発電が多く稼働し、問題になっているケースも多くあります。全国電気管理技術者協会連合会の保安問題研究専門員さんのマガリさんにお聞きしたところ、農地にソーラーパネルと立てると土が固くなり、水を吸い込む量が減り、雨が多く降ったときには隣接する農地に大量に水が流れ込み、処理に困る。粗悪なソーラーパネルを使ってソーラーパネルから煙が出て火事になり、発電中は消すことができないので、消防団は夜まで消火できずにいたなどの問題が多発しているそうです。暴風でパネルが飛ぶ、大雨で地盤ごと流されるなど、被害に弱いパネルも多く出回り、施設

が壊れても発電し続ける怖さがあり、災害や事故に強い鋼鉄製のものを選ぶ、くいを地面に深く埋め込むなどの注意が必要だということです。

条例を定め、問題が起きないように規制している自治体も多くあります。富士見町では、令和元年10月1日から施行されている富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例、平成27年10月9日に富士見町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインがあります。周辺住民や関係者への説明はもちろん、事業者には維持管理費用、設備を撤去するために必要な費用及びその他の廃止に必要な費用の額を定めています。また、雨水を敷地内で処理できる対策を取ること、土砂の流出を防止する対策を取ることなども規定されています。長野市、上田市、茅野市、原村、安曇野市、高山村なども条例を制定しています。諏訪市も議会の政策提言を受け、条例を策定する方向で検討しています。

再生エネルギー普及の促進をするに当たっては、問題が起きないように有効な施策を取るためには規制が必要です。小布施町では、うるおいのある美しいまちづくり条例第17条第3項にあります。7号として「電気の供給又は電気通信のための施設の建設等で、当該行為に係る部分の高さが8メートル以下のもの」ということがあるのみと思います。

では、質問に入らせていただきます。

発電施設を誘致する促進を定める考えはありますか。また、条例を策定する考えはありますか。

2点目として、脱炭素社会に向けての取組は、大変なことではありますが、急務であります。炭素の排出量の制限が気候変動の原因に強く影響を及ぼしますが、検討している取組の基本的な方針をお聞きします。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、私のほうから、竹内議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、長野県では、2030年までに二酸化炭素の排出量を60%カット、2050年までに実質ゼロにすることを目指し、脱炭素の取組を推進する長野県ゼロカーボン戦略推進本部を立ち上げ、交通機関や建物の省エネ化、再生可能エネルギーの利用促進など、様々な施策を推進していくとしております。

先ほど、水力発電についてご質問がございましたが、小布施町では雁田地区において、ご存じのとおり、自然電力において小水力発電が稼働したところではございますが、松川は酸

性水ということで、機器の故障が最近多発しているというようなこともございまして、残念ながらこの4月に入ってから、稼働ができていないというような状況でもございます。そういった意味も踏まえて、水力発電につきましても、本当に松川の水を利用したものが適したものであるのかどうか、そういったことも踏まえて検討していければなというふうに考えているところでございます。

続いて、太陽光発電についてでございますけれども、長野県は日射量が豊富であり、適地というふうに言われております。信州の全ての屋根にソーラーを合い言葉に、建築物の屋根を活用して環境負荷の少ない太陽光発電を積極的に推進し、エネルギーを自家消費する新たなライフスタイルへの転換を県民に促していくとしております。また、農用地の集積・集約化の取組を含めた地域住民等との調和の在り方や営農状況、採算性を踏まえた荒廃農地等でのソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電も進めていくとされております。

一方、「世界に誇る信州・ふるさと風景づくり」をテーマに、この美しく豊かな農村風景を次世代に継承していくために、長野県農村景観育成方針、景観条例を策定し、景観破壊が起らないよう眺望点を定め、開発物件の見え方の届出をしていただき、景観への影響をチェックしていくとしております。

議員の質問の中にもありましたけれども、全国では、先ほど長野県の中の事例もおっしゃっていただきましたけれども、メガソーラー建設に伴う景観破壊に対する住民訴訟が起り、建設が中止になった事例が多くあります。また、風力発電でも、建設をしたが、騒音で運転ができていない施設が数多くあるのが現状であります。

小布施では、長野県の中でも早くから景観を大切にしまちづくりを行ってきております。特に屋根の形状、色については、景観の要素として考え、瓦の載った切り妻形状の景観を大切にまいりました。しかしながら、最近、太陽光パネルを屋根に載せる目的で、片流れの屋根が増えつつあるのも現状であります。一部の農地では、ソーラーシェアリングの取組を検討しているというお話も聞いております。町として積極的に取り組みたいものでもあり、設置の推進を図りつつ、景観や、先ほどおっしゃられた技術的な問題も含めて、設置方法などについてのガイドラインの作成や景観に係る条例や規則の改正も視野に入れ、町が関与する形で景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を検討してまいりたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、水力発電等、やってみなければ分からなかったところもあるようでございますので、そういった先進地といいますか、失敗の事例も調査しながら、対

応を検討していければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 先ほど、水力発電の件等、やってみなければ分からないというところの事例を挙げられましたが、やはり今おっしゃっていただいたように、今まで様々な問題が起き、それぞれの市町村が必要な対応として条例、ガイドラインをつくっております。ぜひそこら辺のところを、景観だけではなく、自然への影響や住民の生活への直接的な影響もありますので、その対策を考慮して、計画の策定に入っていただきたいと思います。

また、脱炭素社会に向けての取組は大変なことです。それで、検討している取組への基本的な方針というところでは、福島議員への答弁があったということで、私への答弁はありませんが、このことについても再質問を含めて質問させていただいてもいいでしょうか。関連ということで。

○議長（小林一広君） どうぞ。

○4番（竹内淳子君） 福島議員への答弁では、気候変動エネルギー行動計画と次世代型インフラの実現に係る包括連携協定の説明がありました。まさに必要なことと思います。そこに農業に関する視点も入れてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

5月28日に長野県農政部の有機農業推進プラットフォーム勉強会があり、そこに参加いたしました。「地球温暖化対策と食とオーガニック」というテーマで、総合地球学研究所の客員教授のステイブン・マックグリービーさんが、研究の結果、今の農業の在り方、食料の生産供給システムが地球温暖化を進める原因の一つになっていると話されました。そして、食のシステムを変える、有機農業、食の地産地消、食料自給率を進めると、温暖化防止対策の一つになるということも指摘されておりました。

国連が今年の9月に食料システムサミットを開きますが、日本もそこに参加するからでしょうか、5月にみどりの食料システム戦略を制定しました。

○議長（小林一広君） 竹内議員に申し上げます。

質問は簡潔明瞭をお願いいたします。

○4番（竹内淳子君） はい。

そういうところもありまして、地球温暖化の原因は様々なところにあります。対策は広い視野で考えていく必要があるということを実感しております。ですので、基本的な方針というところに、小布施町の脱炭素社会に向けての施策に農業システムのチェンジを加える考えはおありでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） すみません、一部答弁が落ちてしまったようなところもございますが、今議員からご指摘がありましたように、様々な問題点について、国、それから県、そういったところで取組が行われ始めたというのも事実でございます。

そういった中で、NPO法人になりますけれども、環境エネルギー政策研究所というところがございまして、こちらのほうでは、太陽光発電の規制に関する条例の現状と特徴というような取りまとめを現在始めていただいているようなところもございます。そういったものも踏まえて、長野県で進めている施策並びに日本の政府、菅総理大臣も党首討論で述べていたように、ゼロカーボンには取り組んでいくという姿勢ではありますけれども、そういった問題点をアンテナを高くし、早くキャッチする中で、規制が必要なものについては規制をしていくような取組をしていかなきゃいけないかなというふうには思っておりますが、世の中の流れではございませんけれども、そういった地域環境の共生圏というような取組は必至でありますので、ただただ規制するのではなくて、共生できるような形で取り組んでいければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 2点目の農業に関する質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

温室効果ガスの削減という視点でいいますと、当然広い視野で、世界的な視点で、こういったことには取り組んでいかななくてはいけないというふうに、まず大前提として考えております。

また、大事にしなければいけないというふうに考えているのは、やはりそれは、例えば排出源になっている方々との合意形成であったりとか、また、全体の排出量の中で、こういった部門が一番多く排出量を出しているのか、そういった科学的な根拠を踏まえながら、優先順位を決めつつ合意形成を図っていく、これは町としても当然、環境政策を大事にしていきたいとは思っているんですけれども、体制的な部分もあって、やはり優先順位づけをしながら取り組んでいかなければいけないというところもあるというふうに思っております。

例えばその中で、やはり現状では、電力由来、これは家庭であるとか事業所、そういった業務全体からの電力由来のCO₂排出量というのが非常に多い状況になっておりまして、これは計画策定の中で議論していかななくてはいけないことですが、そういった排出量がどこから出ているのかということ踏まえながら、どこを優先的に取り組んでいくのか、そ

ういった検討をしていきたいというふうに思っています。その中で、農業というものがどう
いうような位置づけになるのかというものも含めて検討させていただきたいと思っております
ので、よろしくお願いたします。

以上になります。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員に申し上げます。

通告に基づいた質問に徹していただきたいと思えます。

竹内淳子議員、どうぞ。

○4番（竹内淳子君） 通告に基づいて、方針について伺っております。

今、優先順位ということが答弁にありましたが、ぜひそこら辺のところ、まず、本当に広
い視野でのことというのがありますので、今お答えにはありましたが、ぜひ、優先順位もあ
りますが、急務であります。急いでやらなきゃいけないことというのがございますので、ぜ
ひそこら辺のところをお考えいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） これは早くやっていかなければいけないことだと考えております
ので、だからこそ昨年、こういった推進室というものを立ち上げて、分析を進めているとこ
ろでありますので、これは本当に優先順位を高くやっているつもりでございますので、引き
続き頑張ってまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 通告に沿いまして、2項目にわたり質問させていただきます。

まず最初に、高齢者もデジタル機器（インターネット・スマホ等）の恩恵が受けられる対
策をという題目についてお伺いたします。

過ぐる4月6日の衆議院本会議、また5月12日の参議院本会議において、デジタル改革関
連6法案が成立しました。その際に、菅総理は、誰一人取り残さないデジタル社会を目指す

と表明されました。

ご承知のことと存じますが、デジタル化とは、「ITの進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることで、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデルを実現すること、プロセスの高度化を実現すること」と定義されています。

以前の情報の収集源は、新聞、本、テレビ等でありましたので、誰もが共通の媒体から情報収集ができましたので、情報格差はほとんどありませんでした。しかし、現在は、インターネットやスマホ等のデジタル機器からの情報収集が加わり、インターネットやスマホを持つ人と持たない人、そして、その機器を使いこなせる人と使いこなせない人によって、情報格差が大きく生じています。情報格差によって、教育的、経済的、そして社会的な格差を生む要因になり、その弱者の多くはデジタル機器を持たない人、そして、デジタル機器を使いこなせない高齢者であります。

総務省では、平成30年度版情報通信白書によると、スマホの保有率は20代、30代が90%以上保有されているのに対し、70歳代、80歳代は18.1%、あるいは6.1%と、大きく若者と高齢者の差があります。スマホの保有率の差が情報格差に大きく関係していることも事実であります。

行動範囲が狭くなった高齢者にとってのスマホは、インターネットからの情報の収集、LINEでの仲間同士のコミュニケーション、独り暮らしの高齢者の安否確認、財布の要らないキャッシュレス決済、災害時の避難情報など、多くの便利な機能があるにもかかわらず、その恩恵を受けることができません。しかし、スマホは持っているが、通話とメールしか使えない、スマホの持つ便利な機能を利活用できない高齢者が多いのが現実であります。

本日の朝の信濃毎日新聞の中に、QRコードの読み取りマークがいっぱいありました。数えてみたら、33個のQRコードがあるわけでした。その中には、書面の場合は、目が弱い人のために声で書面の内容が説明されておりますし、スポーツの特集とか、あるいはコロナの特集、それから高校野球の速報、それからお悔やみ欄の申込み、あるいは道路工事情報、就職情報等々がQRコードの裏に入っております。これらもQRコードを使えない人にとってみれば、情報の格差を生む基となっていると思います。

豊かで安心な老後のためには、やはりスマホを活用する講座を開いていただく。そうすることによって、高齢者が健康で、あるいは防災情報、あるいは安否確認等々、行政にとっても大変大きなメリットが出てくるわけでありまして、それが使えないままで持っているということは大変もったいない。ぜひそういう高齢者をできるだけ救っていくためにも、スマホ

を学ぶ、そんな場所をぜひ提供いただきたいと思います、質問いたしました。

以上です。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、小渕 晃議員の高齢者もデジタル機器（インターネット・スマホ等）の恩恵が受けられる対策を、その中で、スマホの活用術を学ぶ講座をその道に精通されている地域おこし協力隊の皆さんのご協力で開催したらどうかというご提案、ご質問につきまして、ご答弁をさせていただきます。

2021年、今年の1月に、NTTドコモモバイル社会研究所が行ったスマートフォン、いわゆるスマホ、フューチャーフォン、いわゆるガラケー所有に関する動向についての調査によると、60代のスマホ所有率は80%に、70代は62%となっており、2020年は携帯からスマホへの買換えが加速した1年でありました。

スマホの急速な拡大に伴い、スマホの所有理由にも変化が見られます。家族や友人の勧め、ガラケーが使えなくなった、周囲にスマホを持っている人が増えたなど外的要因が多い一方、使いたい機能やアプリがあったなど、能動的な理由はあまり多くありません。議員ご指摘の、より豊かな生活に寄与するためにも、今まで以上にスマホの快適で適切な使い方をフォローしていく必要があると考えております。

ご提案をいただきましたスマホの活用術を学ぶ講座につきましては、地域おこし協力隊など、モバイルデバイスに詳しい皆さんや携帯電話会社のスマホ教室などの協力もいただく中で、年度内に開催できるよう検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 教育次長に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

年度内に開催をしたいという、そのことに全然反発するわけではありませんが、ただ、この問題は教育部門の問題ではないような気がして、私は質問したわけでありませう。

藤沢教育次長の答弁は、これはやっぱり町全体の、町長の代わりに答弁されている、そういうふうに私は理解しております。しかし、普通の質問は、それぞれ関連する部署で答弁の資料を作っておられるのだと思いますが、私は教育次長を責めるわけでも何でもない、これは教育の部分で、私はこの質問を出しているわけじゃないんです。やはり高齢者がスマホに遅れて困っていると。だから、そういう高齢者対策でもあるし、行政の、これからいろんな

高齢者の見守りとか、あるいはいろんな関係のためになるために、私はそういう提案をしているわけで、その点何か、一講座を公民館で開けばいいのかなみたいな、そんなレベルじゃないと私は思うんです。教育部門であれば、公民館の講座ぐらいしか開けないことになっちゃうんです。そういうふうに思っちゃうわけです。

私は、そうじゃなくて、公民館で、講堂で講座を開く、そんなことで集まる人ってそんなにいない、できない人はそんなところへ出てこない。あるいはスマホのメーカーでけれども、そこへ行くのも、何を聞いていいか分からないから行けない。そうすると、やはり地域へ出向いて、あるいは老人会を通じて地域へ寄ってもらって、そこへ行って、それは5人とか10人とか、小さい数字の中でやっぱり教えてもらわないと、大勢集めてただやっただけでは、やはりこの問題というのは解決できないと思うんです。

そういう意味では、やはり公民館、あるいは教育委員会レベルで、縮小するというか、抑え込むんじゃなくて、やはり町を挙げて、この問題には取り組むべきだと私は思います。

そういう意味で、ぜひ、具体的には老人会、シニア部と今、名称が変わったやに聞いておりますが、ちょっとそういうところを通じるとか、あるいは農村の婦人のグループの中へ入り込んでいってやるとか、あるいは東大の学生が来ているときに、30分だけスマホを教えますからというような、そういうやはりきめ細かな対策を取ることが大事であると思いますので、その辺について、教育次長じゃなくて、答弁をお願いします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ご意見ありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、講座が必要、教育委員会へということで、ちょっと短絡的に考えていたかもしれません。これは失礼いたしました。

携帯の取扱い、これにつきましては、例えば、携帯を使うことによる生活の質の向上であるとか、防災での効率的な通達であるとか、非常に生活全般に必要なことだというふうに考えております。これにつきましては、ご指摘のとおり、町を挙げて取り組んでまいりますので、それを約束させていただきます。失礼いたしました。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 2項目めの小・中学校のタブレットを使っての学習状況はという項目で質問をさせていただきます。

昨日、寺島議員も質問させていただいたので、その点で重複する部分については、答弁の

ほうは割愛いただいても結構ですが、よろしくお願いします。

文部科学省が進めるGIGAスクール構想に沿い、我が町の小・中学生全員にタブレットが配置されました。ICT教育は、教科書の文字だけの授業よりも、映像や画像に合わせた音楽、音声などを使用することもでき、視覚、聴覚から情報を収集し、楽しさを生徒も先生も同時に共有できる効果的な学習につながると思います。また、先生も教科書、教材をネットから取り込み、黒板に書く時間やプリントを作る、プリントを配る時間から解放され、効果的な授業になり、授業の質も上がると思います。

我が町では、教育委員、小学校、中学校が連携しつつ、地域おこし協力隊の遠山宏樹さんの活躍で、授業が順調に進んでいると承知しております。しかし、教育の現場では初めての導入ですので、教職員の皆さんは研修などでご苦労されておられることと思います。

そこで、質問項目として、学校のICT環境の整備状況と家庭でタブレット学習のできるICT環境の整備状況についてお伺いします。

それから、教師のタブレット操作の知識・技術の差が生徒の学力の差につながらないように、教師の研修状況とサポート体制の確保をしていただきたい。

3項目めは、家庭でタブレット学習のできる時期はいつになりますかということで、遅くとも夏休みには家庭へ持って帰れるような、そんなことを期待したいと思います。

それから、4項目めにつきましては、昨日、丁寧に教育長から答弁いただいておりますので割愛し、5項目めの今後の教育現場は、ICT活用術によって、生徒の学力に大きな差が残念ながら出てきます。これが生徒からクラス、学校間の差になっていってしまうと思います。

長野県下では、南信のほうはかなり、この種の事業は先進的に取り組んでおられると聞いておりますし、昨日の話じゃないですが、東中学校が進んでいるとか、井上小学校が進んでいるとか、そんな話もお聞きしますんで、ぜひそういうところと交流をしながら、生徒の学力向上に大きく寄与できるような、そんなタブレットであることを願い、質問いたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、小渕 晃議員の2つ目の小・中学校のタブレットを使っている学習状況は、その1点目の学校のICT環境の整備状況と家庭でのタブレット学習のできるICT環境の整備状況はにつきまして、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、昨日、寺島弘樹議員のご質問に対する教育長からの答弁と重複いたしますけれども、小布施町においては、小・中学校と協議しつつ、児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを令和2年度中に整備し、小・中学校においてタブレット端末を活用できるハード面の環境整備は完了しております。

ご家庭において端末を学習に活用できる通信環境につきましては、過去にも調べた経過がありますけれども、改めて詳細を調査させていただき、通信環境のないご家庭にはWi-Fi環境のある公共施設を利用させていただいたり、Wi-Fiルーターをお貸ししたりするなどの対応策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の教師の研修状況とサポート体制の確保はというご質問でございます。

教師に対するICT研修に関しましては、寺島弘樹議員のご質問でお答えしたとおりでございます。現在、必ずしも十分ではないと認識しておりますが、教員の中からもキーマンとなり得る意欲的な方が育ち、教員同士が主体的に学び合い、高め合うような環境づくりができるような研修の機会や内容を充実させてまいりたいと思います。

また、教員等への日常的なサポートにつきましては、議員ご提案の地域おこし協力隊員や業務委託をするICT支援業者を中心に、対面、電話、メール等を利用して対応していきます。

3点目の家庭でタブレット学習のできる時期は、夏休みには中学校と小学校高学年の実現を期待するというご提案でございます。

教員も生徒・児童も、まずは端末に触れてみるころからスタートしておりますが、学校においていろいろチャレンジして、可能な限り自由に活用していただくと同時に、情報を正しく活用する能力や情報モラルの向上を図っていく考えでおります。端末活用に対する習熟度を高め、議員のおっしゃるとおり、夏休みを目標に、持ち帰りや家庭での学習に活用できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

そのために、今後、GIGAスクール構想の目的や端末活用の狙いについて、ご家庭にご理解をいただき、家庭における使い方や約束の周知と確認、貸与手続の仕方、各ご家庭におけるネットモラル教育のルールづくり等について詰めていきたいと考えております。

4点目のタブレットの破損、充電器・ケースの故障の保険での対応ができるのかどうかにつきましては、寺島議員のご質問と重複いたしますので、答弁は割愛させていただきます。

5点目の今後の教育現場はICT活用術によって生徒の学力に大きな差が出る。県下小・中学校と情報を共有し、生徒の学力向上に貢献されることを期待するというご提案ござい

ます。

近隣の小・中学校とは情報共有はもちろんのこと、校長会等を通じまして連携を図りつつ、一緒に学習・研究・実践を進めてまいります。また、大学や研究機関の力もお借りして広く情報を集めたり、県教育委員会から発信される情報や研修の機会を活用したりするなど、全国の好事例や小布施の実情に合った取組を積極的に取り入れていきたいと考えております。

ひいては、GIGAスクール構想の目的であります多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に個別最適化され、素質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現できるよう努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 分かりやすく説明いただき、ありがとうございます。

これから、先ほど言ったように、上手に使いこなす学校と使いこなせない学校では学力の差が完全に出るという中で、やはり専任の教師、こういう人を採用するような、そんな方向でやはり検討いただくのもいいのかなと。せっかく機会があるけれども、それをフルに活用しないということもないので、専任の先生を雇うというような方向も含めて検討されないでしょうか。その点、ちょっと伺います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） 小淵議員の再質問にお答えをさせていただきます。

昨日、教育長のほうからも答弁をさせていただきましたが、現在、小・中学校において、ICT教育、いわゆるパソコン等に通じている先生方が二、三名ほど、それぞれの小学校、中学校におられます。現在、その先生方を中心に、議員ご提案のとおり、先生の熟度によって子供たちの学習の差が出ては一番まずいことでございますので、先生方のやはりタブレットの教育におけるレベルアップというのが大変重要なことであると認識をしております。

そのような中で、先生のほうも異動等もございますので、場合によっては、その通じている先生がいなくなるということもあるかもしれません。そういったときには、今議員のご提案のとおり、人事異動等について、また県のほうへも要請するというのも、場合によっては出てくるかと思いますが、今のところ、それぞれの学校の中で、先生方で認識を高める中で、子供たちにICT教育を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○10番（小淵 晃君） どうもありがとうございました。

○議長（小林一広君） 以上で、小淵 晃議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 31 分

令和3年小布施町議会6月会議会議録

議 事 日 程 (第4号)

令和3年6月18日(金) 午後2時開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第40号 小布施町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第42号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第43号 令和3年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 5 社会文教常任委員長報告
- 日程第 6 議案第41号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 政策立案常任委員長報告
- 日程第 8 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第 9 請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第10 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第11 発委第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第12 発委第5号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 日程第13 議案第44号 小布施町副町長の選任について
- 日程第14 議会報告第3号 令和2年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第15 議会報告第4号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第16 議会報告第5号 令和2年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告について

日程第17 議会報告第6号 出納検査の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	関悦子君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小湊晃君
12番	渡辺建次君	13番	小林正子君
14番	小林一広君		

欠席議員（1名）

11番 関谷明生君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	須藤彰人君	企画財政課幹 企 画	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補 佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長 補 佐	鈴木利一君	建設水道課長 補 佐	芋川享正君

教育次長 藤沢憲一君 監査委員 畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 涌井典男 書記 柘津貴子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

11番議員、関谷明生君から都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日、町長より、議案第44号 小布施町副町長の選任について、政策立案常任委員長から、発委第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、発委第5号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてが提出されましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第40号から日程第4、議案第43号までは、会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月15日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された議案第40号 小布施町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案第42号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第43号 令和3年度小布施町一般会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第40号についての質疑の主なものとして、第13条で一般職旅費条例に適用した理由について。第8条での署名捺印削除の理由についての発言がありました。

議案第42号についての質疑の主なものとして、民法一部改正の内容は。規定が令和2年4月から遡る適用理由と該当した消防団員について。確定した日と事故発生日の違いについて。団長・副団長の20年以上、補償基礎額が改定されない理由はとの発言がありました。

議案第43号についての質疑の主なものとして、コロナワクチン接種の時期や個別・集団別予約方法について。みすみ草再建事業費の用途変更業務の内容と代替施設借上料の算出根拠は。コロナワクチン接種で、基礎疾患のある方や職業別優先接種する考えと町外で暮らす学生への対応は。生活支援ハウスのボイラー更新工事の内容について。また、設計監理委託料が工事費の10%かかる理由について。総合公園テニスコート改修は、町営テニスコートと比較すると使用人数が3分の1程度で、持続する意味があるのか。補助金でやるから進めるという考えだが、利用者は町外者が多いなど廃止すべき施設と思うが、町民の理解が得られているのか。扶助費の子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯数、高校生のみ世帯への周知方法について。小・中学校デジタル教科書導入費の補正対応理由と教科目を追加する予定について。子育て生活支援特別給付金の支給予定時期について。生活支援ハウスのボイラー設備更新のために設計監理が必要な根拠と設計業者先は。ふるさと応援基金を繰入金としてい

る理由について。テニスコート改修について、総合公園は調整池になっているが、排水処理の心配は。テニスコート整備について、町営テニスコートも改修が必要、オムニコートからハードコートに変更していく考えは。子育て支援教育推進事業費で、修学旅行に対する自動車借上料の公費負担理由は。テニスコート整備について、体協やテニス愛好会など町民からの要望があったのか、また、書面文書にて正式に要望があったのか。町外利用者がテニス教室で利用している現状で、町のテニスクラブから要望がない状況で改修する理由について等の発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第40号及び議案第42号についての意見はありませんでした。

議案第43号の意見として、テニスコート改修については、町の魅力・価値を見いだす点で、将来を考えて判断すべきである。予算の執行に当たっては、再度方法を検討していただきたい。2,000万円の予算は高いが、執行については使用料の見直しなど条件をつけて賛成したい。営業目的利用に規制できるような差別化は大事である。

要望意見としまして、総合公園テニスコート大規模改修工事の予算執行について、新しくなる施設利用に向けては、さらなる町民利用を促進するとともに、適正な料金設定を行うべきであるとの発言がありました。

討論を省略して採決の結果、議案第40号及び議案第42号は全員挙手、議案第43号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年6月18日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第5、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第6、議案第41号について、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 中村雅代君登壇〕

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会審査報告を申し上げます。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月15日午前11時2分から公民館講堂において、委員7名中5名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された議案第41号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第41号についての質疑の主なものとして、徴収事務の委託が市町村長に規定された時期は。システム機構は以前からあったが、徴収事務の受託に係る収入の流れは。事務手続の取扱いと更新手数料について。マイナンバーカード利用について、町としての取組の考えは等の発言がございました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第41号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和3年6月18日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で、社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第41号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第7、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第8 請願第1号から日程第10 陳情第1号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。
小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 政策立案常任委員会審査報告。

政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

6月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、6月会議で付託された請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の採択を求める請願書、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願書、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業者支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてであり、請願及び陳情人に出席を求めて、慎重に審査いたしました。

請願第1号についての質疑の主なものとして、子供たちが教育を受ける一定水準を保障する憲法上の根拠は。少子化によって教師が余剰になることへの考えは。教職員組合等に加入していない教師の質を高める研修について。国庫負担比率を上げる場合の財源確保は。学校の理想像と国が考えている教育制度の将来像との相違についての考え方はなどの発言があり

ました。

請願第2号についての質疑の主なものとして、理想的な学級の人数は。教職員への負担で新学習指導要領への具体的対応は。教職員の負担で貧困・いじめ・不登校等の課題をどこまで教師が担うのか。県内での複式学級の現状について。請願者の教育に対する情熱が伝わった。タブレットはツールであり、教員は日々子供たちと過ごすことが大事である。国に先駆けて県内で30人規模学級を導入している市町村の割合については。オンラインによる在宅学習が始まるが、県教組としてオンライン学習に取り組めない子供への対応について等の発言がありました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、最低賃金を上げる場合、中小企業は雇用調整に走る。下請いじめを監視するGメンや業務改善助成金の具体的な内容は。都市部との賃金格差をなくすことが大切。最低賃金1,500円にした場合、倒産企業の資産の想定については。最低賃金をアップした場合の財源確保については。賃金アップは生産性を上げないといけないが、考え方については。社会保険料負担について、県の地方最低賃金審議会との連携については。現時点での最賃の全国一律は難しいと思うが、考えは。消費者物価指数を勘案しての最低賃金一律の考え方は。介護労働者は介護保険法で報酬が決められているが、介護職への報酬の考え方はどのように考えるかなどの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、請願及び陳情者から詳細な説明がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期するために会議を開き、討議を行いました。

請願第1号及び請願第2号については発言がありませんでした。

陳情第1号についての主な意見として、趣旨は理解できるが、国の制度そのものに広く影響を与えるので、趣旨採択ではどうか。内容は理解できる。最低賃金1,500円という数字に大きな問題がある。趣旨採択にしたらどうかなどの発言がありました。

討論を省略して採決の結果、請願第1号及び請願第2号は全員挙手で、原案どおり採択すべきものと決定いたしました。

陳情第1号については趣旨採択の動議があり、動議に賛成する委員が1名以上あり、動議が成立いたしました。

動議については、採決の結果、挙手多数で趣旨採択と決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和3年6月18日、政策立案常任委員長、小淵 晃。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で、政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、請願第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は委員長のとおり趣旨採択と決しました。

◎発委第4号及び発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。日程第11、発委第4号及び日程第12 発委第5号は、意見書に関する議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

政策立案常任委員長から提案の理由の説明を求めます。

小淵政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小淵 晃君登壇]

○政策立案常任委員長（小淵 晃君） 発委第4号、令和3年6月18日、小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小淵 晃。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど、拡充することを求めるため、意見書を提出する。

続いて、発委第5号、令和3年6月18日、小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小淵 晃。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。どの子にも行き届いた教育を進めるために、さらなる少人数学級の推進と教育予算の増額をすること、また、複式学級の学級定員を引き下げることが求めるために意見書

を提出する。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、採決

○議長（小林一広君） 日程第13、議案第44号 小布施町副町長の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 議案第44号 小布施町副町長の選任についてお諮りいたします。

下記の者を小布施町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものです。

記。住所、長野市西尾張部1156番地。氏名、新井隆司。生年月日、昭和44年2月15日。

以上です。

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林一広君） 全員起立であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議会報告第3号の報告

○議長（小林一広君） 日程第14、議会報告第3号 令和2年度小布施町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第4号の報告

○議長（小林一広君） 日程第15、議会報告第4号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第5号の報告

○議長（小林一広君） 日程第16、議会報告第5号 令和2年度小布施町水道事業会計予算繰越しに関する報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で報告を終わります。

◎議会報告第6号の報告

○議長（小林一広君） 日程第17、議会報告第6号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、例月出納検査の結果に関しましてご報告申し上げます。

1番目として、検査の概要でございます。

検査の対象（1）は、令和3年2月分、3月分及び4月分の次の各会計・基金等に係る現金・預貯金等の出納の保管状況でございます。会計等、一般会計から国民健康保険特別会計等々でございます。

次に、検査の実施日ですが、令和3年3月26日、令和3年4月27日、令和3年5月27日に

行いました。

実施した検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

2番目、検査の結果でございます。令和3年2月26日現在、3月31日現在及び4月30日現在における現金・預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。

令和3年6月18日小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、同、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で、本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

6月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会 6月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出の人事案件を含め、原案のとおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

関東甲信越地域では、6月14日に梅雨入りが発表されました。これから本格的な出水期を迎えますが、大きな災害が起きないことを祈りつつ、いざというときへの備えに万全を期してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療機関の皆様のご協力により接種回数を増やしていただいたことで、6月17日現在で、希望者のうち約86%に当たる1,912人に1回目を、約32%に当たる1,071人に2回目の接種を実施いたしました。7月末までには、希望される高齢者の方全員への接種を完了できる見込みであり、一部の診療所では、6月最終週から7月末までの接種待ちに空きが生じております。

空きが生じている接種枠につきましては、町内の福祉施設や教育施設の職員の皆様の接種を順次進めるとともに、来週から優先接種の対象となる基礎疾患をお持ちの町民の皆様と60歳から64歳の町民の皆様を対象に、町公式ホームページ上に作成した予約申込みページからオンラインでの接種予約を受け付けてまいります。

詳細については、今月の町報と併せて配布するビラを確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ワクチン接種が進む中で、新型コロナウイルスへの関心、収束への期待が高まっておりますが、各種町内行事も中止や延期を引き続き余儀なくされ、自治会をはじめとした地域団体の皆様は大変なご苦勞を感じているところと存じます。

また、例年に比べ、首都圏等から観光で町を訪れる方々は依然として大変少ない状況が続いており、町内で商いを営む事業者の皆様は、大変苦しい経営状況に置かれていることと思います。昨年度に引き続き、事業者の皆様のご意見を踏まえながら、国から配分予定の地方創生臨時交付金を最大限に活用し、町内の事業者の皆様が継続して事業を営むことができますよう、町として、できる限りの支援策を講じてまいります。

なお、支援策がまとまり次第、議会の開催についてお願いをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分に検討して、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましては、これから蒸し暑い梅雨と暑い夏を迎える中、健康にご留意い

ただき、ご健勝でご活躍いただきますようお願い申し上げますとともに、町議会のますますの発展を祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて6月会議を閉じ、散会といたします。

散会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 6月18日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 渡 辺 建 次

署 名 議 員 小 林 正 子